

第4章 計画の推進

目標1 支え合いともに生きる地域づくり

誰もが孤立することなく地域の一員として、支え合い暮らせるまちをめざします。

子どもから高齢者まで、障がいのある人もない人も、誰もが楽しみや生きがいを持ち、自由に集まり交流をすることで、互いを認め思いやる心を育て、支え合い、ともに生きる地域づくりを推進します。

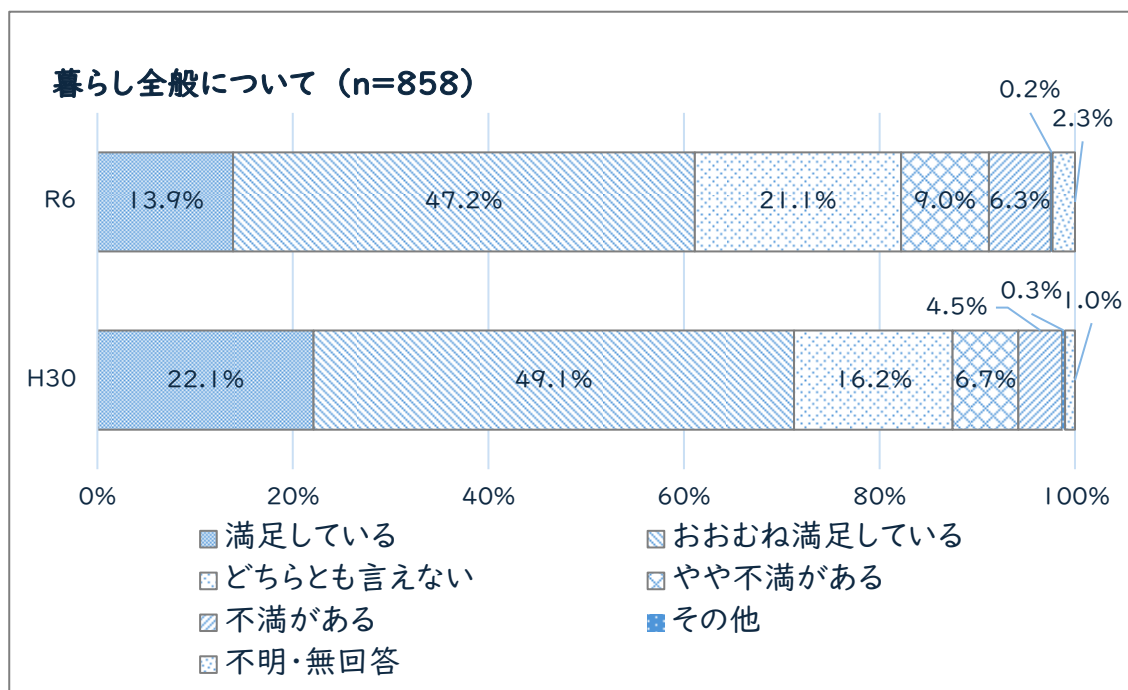
施策1 住民同士のつながりと交流の促進

住民同士のつながりと交流を促進するため、地域住民が互いに見守り、支え合う「見守り・訪問活動」を推進し、世代や多様な人びとが集える「居場所づくり」を進めていきます。そして、異なる世代間での交流を深めることで、お互いを認め合い、支え合う温かい地域社会を実現します。

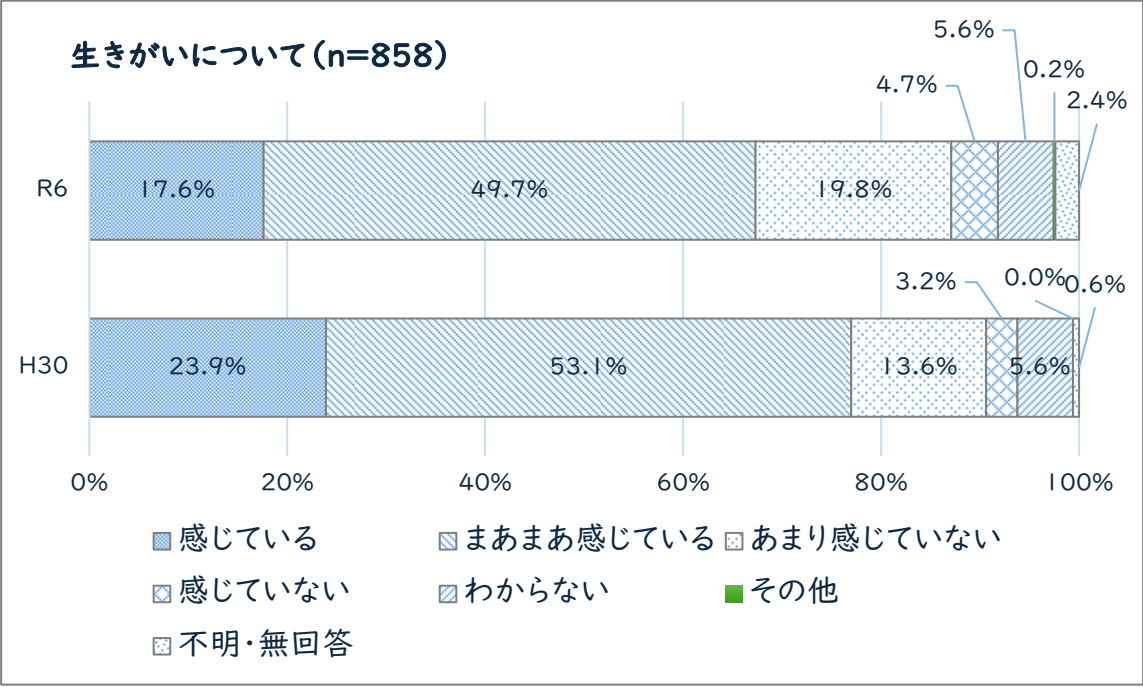
(1) 現状

ア. 市民アンケート調査より

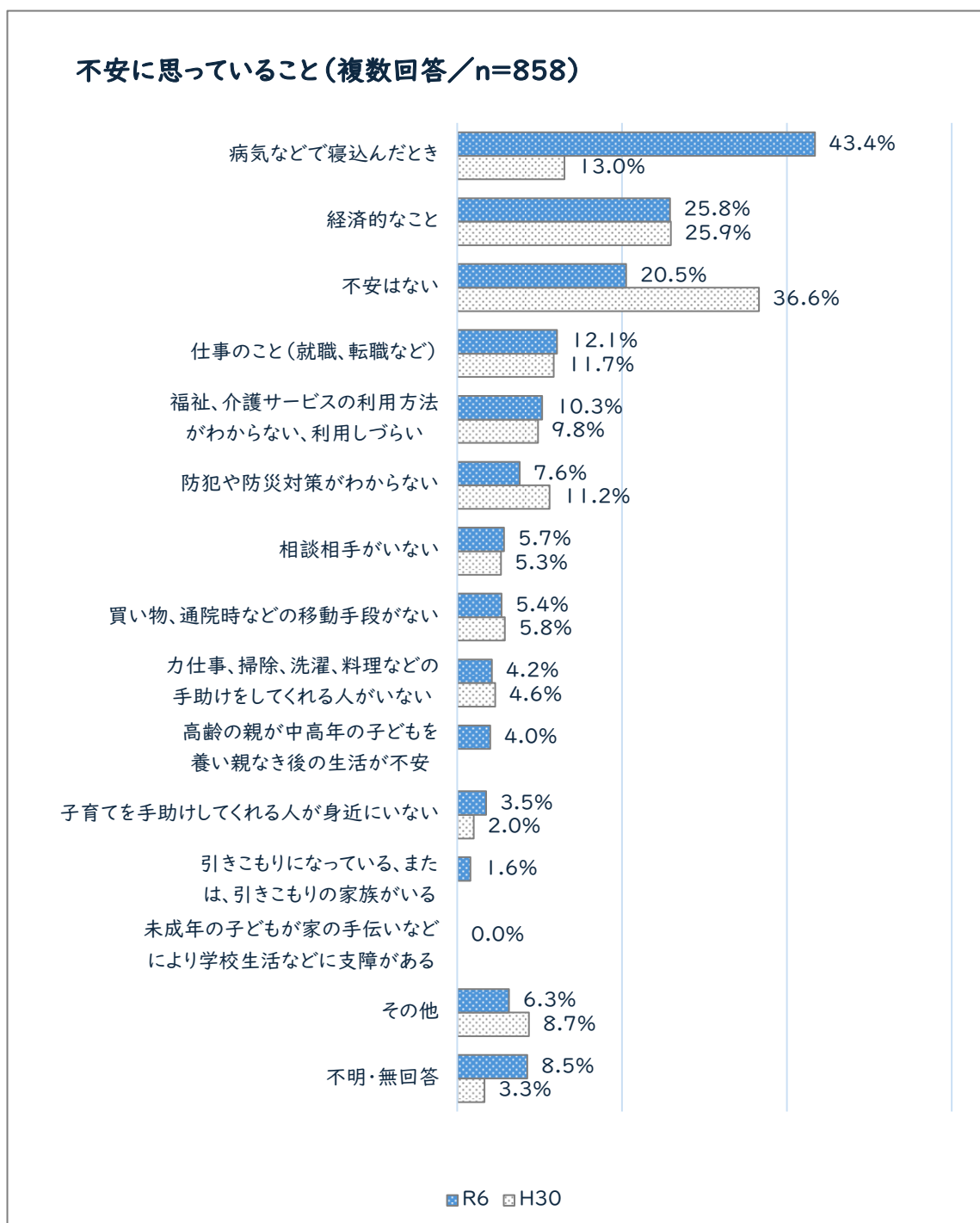
暮らし全般について満足しているかについては、「おおむね満足している」47.2%と、「満足している」13.9%とを合わせて、約 6 割の人が満足感を感じていますが、前回との比較では、10.1 ポイント低くなっています。



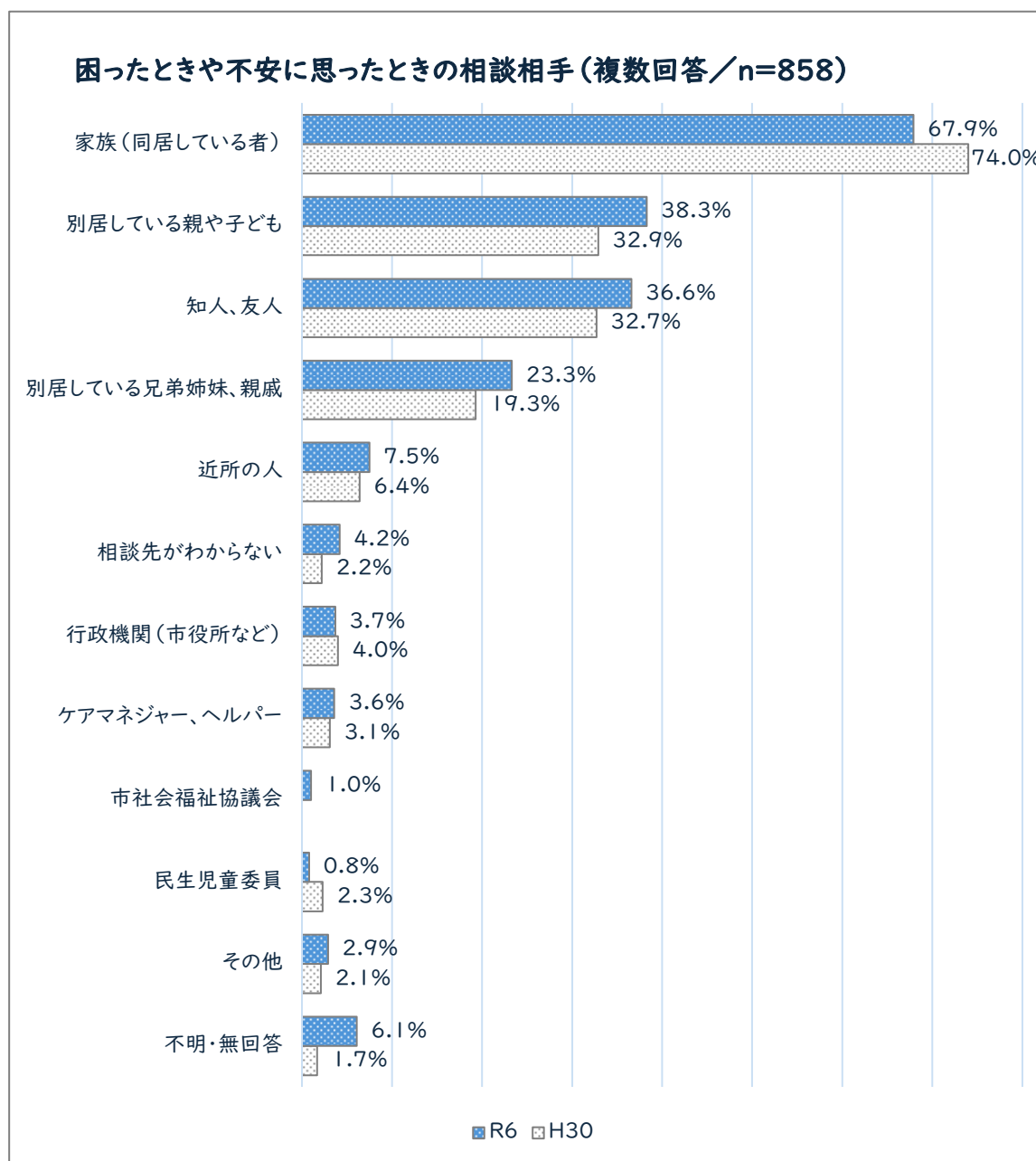
生活の中で感じる喜びや生きがいを感じているかについては、「感じている」17.6%と、「まあまあ感じている」49.7%とを合わせて、7 割近い人が喜びや生きがいを感じていますが、前回との比較では、9.7 ポイント低くなっています。



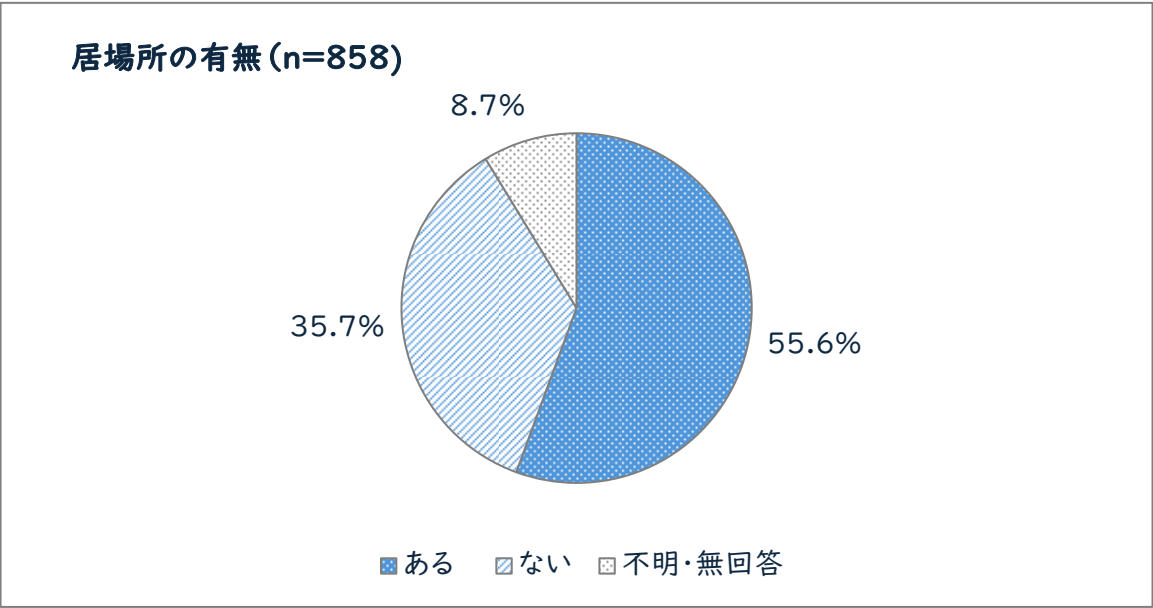
困ったことや不安に思っていることについては、「病気などで寝込んだとき」43.4%が最も高く、次いで「経済的なこと」25.8%、「不安はない」20.5%となっています。前回との比較では、「不安はない」が16.1ポイント低くなった一方で、「病気などで寝込んだとき」が30.4ポイント高くなっています。



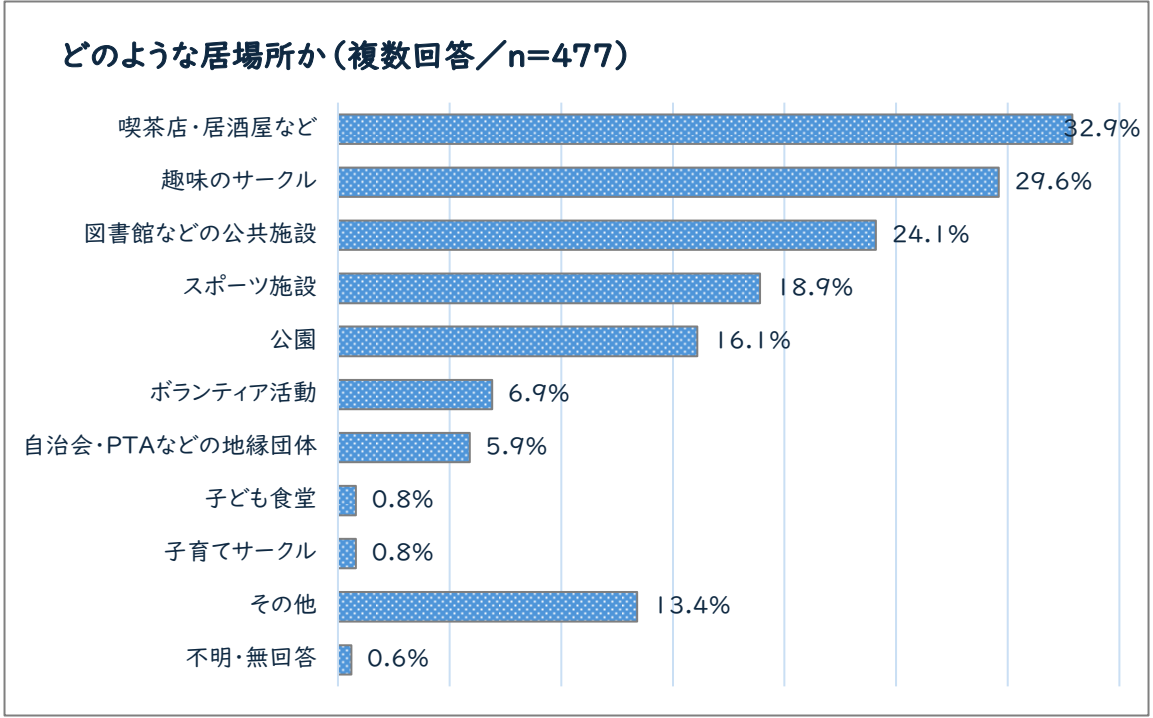
困ったときや不安に思っているときの相談相手については、「家族(同居している者)」67.9%が最も高く、次いで「別居している親や子ども」38.3%、「知人、友人」36.6%となっています。前回との比較では、「家族」が 6.1 ポイント下がり、「別居している親や子ども」が 5.4 ポイント、「知人、友人」が 3.9 ポイント高くなっています。



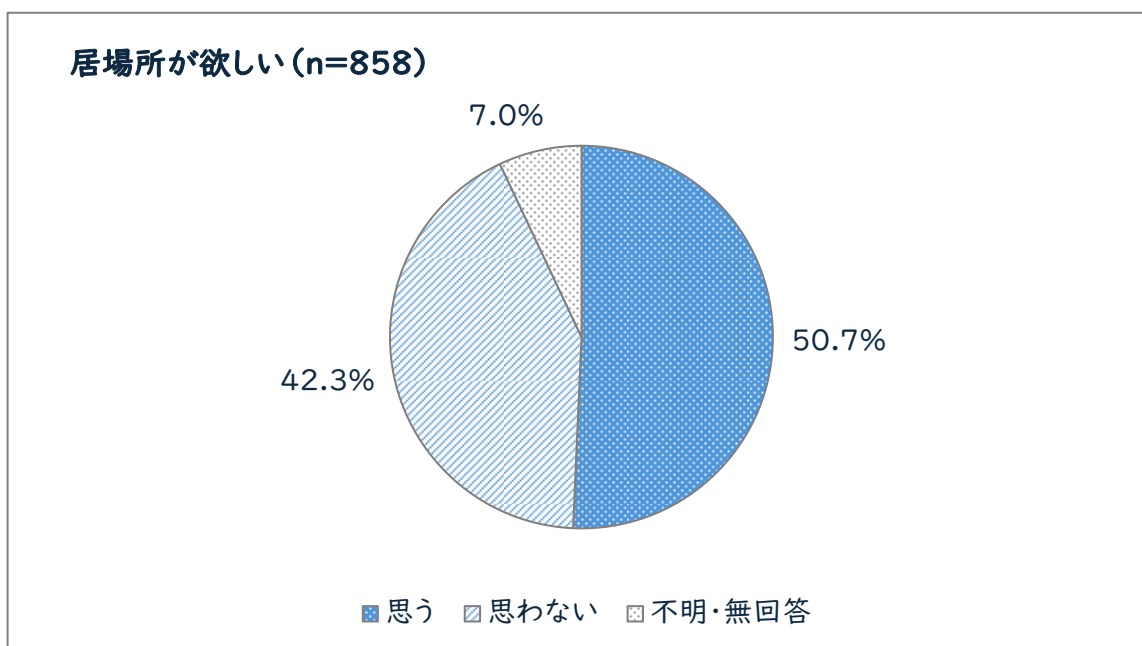
学校・職場や自宅以外の場所(居場所)があるかについては、「ある」と答えた人が 55.6%、「ない」と答えた人が 35.7%となっています。



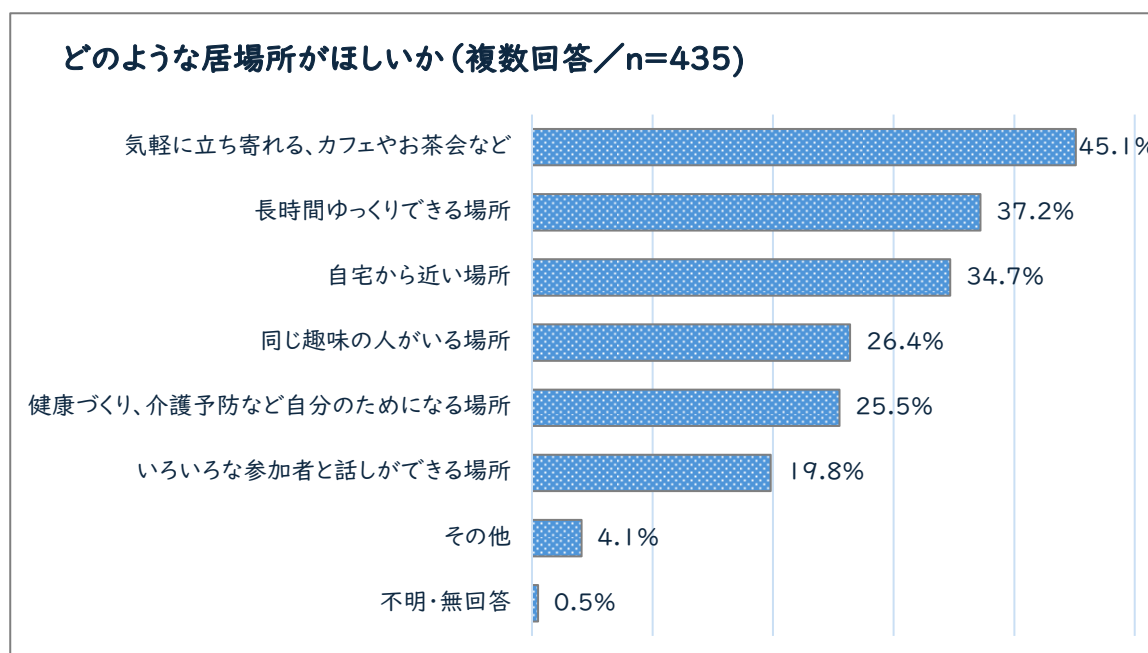
居場所が「ある」と答えた人の居場所は、「喫茶店・居酒屋など」32.9%が最も高く、次いで「趣味のサークル」29.6%、「図書館などの公共施設」24.1%となっています。また、その他では、「実家や親戚宅」、「友人宅」、「デイサービス」などといった回答がありました。



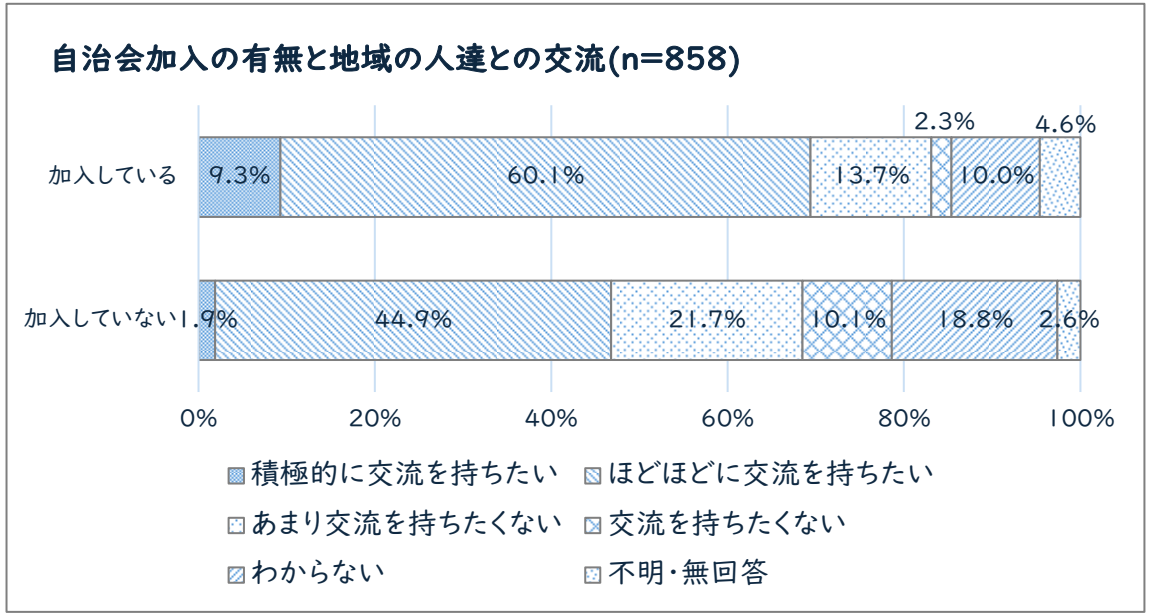
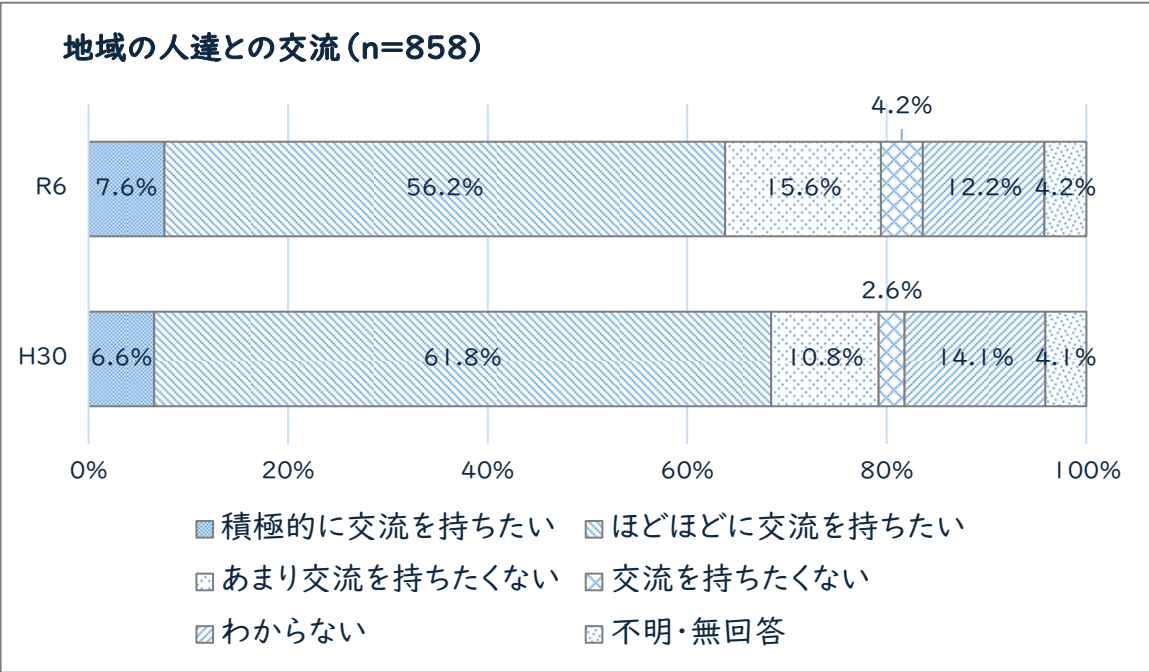
居場所が欲しいと思うかについて、「思う」と答えた人が 50.7%、「思わない」と答えた人が 42.3%となっています。



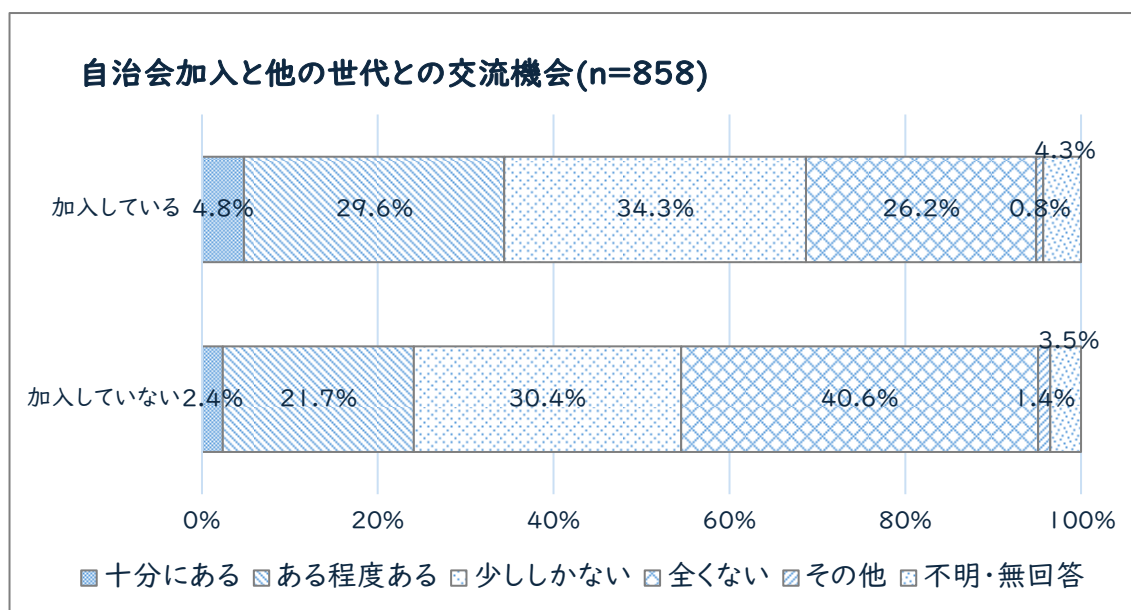
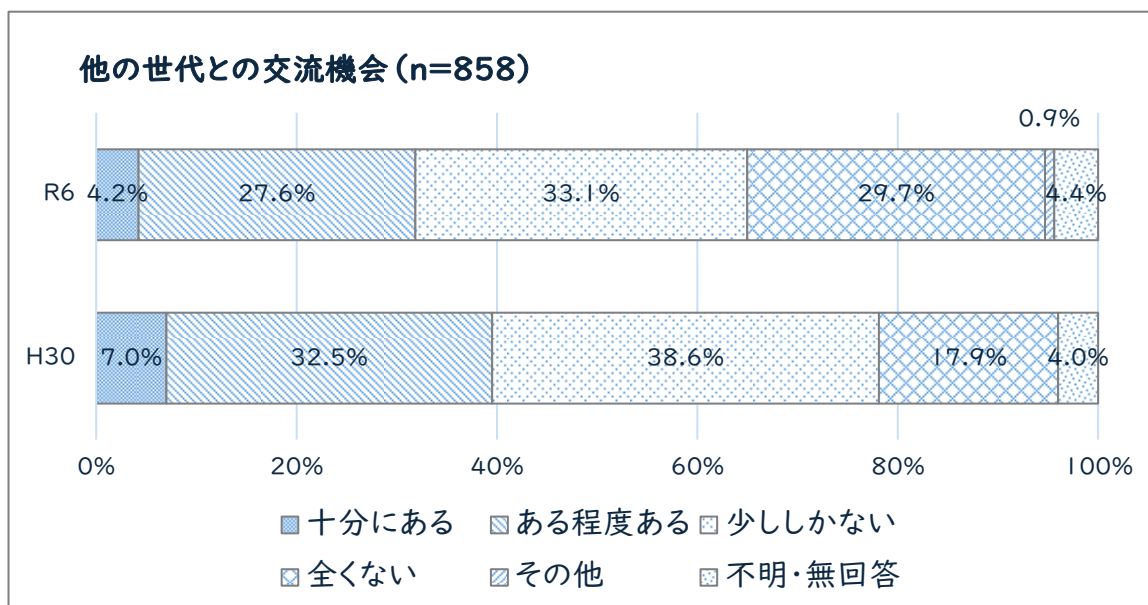
居場所が欲しいと「思う」と答えた人が希望する居場所は、「気軽に立ち寄れる、カフェやお茶会など」45.1%が最も高く、次いで「長時間ゆっくりできる場所」37.2%、「自宅から近い場所」34.7%となっています。その他では、「静かにゆっくりできる場所」や「子ども連れで、長時間滞在できる場所」などの回答がありました。



地域の人達との交流については、「ほどほどに交流を持ちたい」56.2%が最も高くなっています。
自治会加入の相関では、加入の有無で交流への意識が違ってくるのが分かります。



他の世代との交流機会については、「十分にある」4.2%、「ある程度ある」27.6%となっており、前回との比較で、計 7.7 ポイント低くなっています。また、自治会加入との相関では、加入の有無によって、交流機会の頻度にも差が出ています。



イ. 関係団体ヒアリングより

- ・民生児童委員の活動が認知されておらず、調査や見守り等に支障がでている。
- ・地域でのかかわりが希薄になってきているため、アプローチが難しい。
- ・ひきこもりの若い人向きの、居場所・通える場がほしい。
- ・地域課題が多様化・複雑化し、民生児童委員など担い手への負担が増加。

(2) 今後の取組

ア. 自助（一人ひとりができること）

- 自分からあいさつをして、近所の人とコミュニケーションを図り、顔の見える関係をつくりましょう。
- 地域の仲間づくり・居場所づくり活動等に、参加しましょう。

イ. 互助（地域のみんなができること）

- ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯等の支援が必要な人に対して、地域で協力しながら見守る仕組みをつくりましょう。
- 地域の様々な施設を活用して、話し合いや情報交換、交流が図れる拠点としましょう。
- 仲間づくり・居場所づくり活動で、誰もが気軽に交流し、支え合える関係を築きましょう。
- 祭りや運動会等の様々な地域合同行事に、高齢者や障がいのある人、子育て中の親等の参加を積極的に呼びかけ、地域交流、ふれあいの場づくりに努めましょう。
- 様々な人びとを対象とした交流事業、地域行事の開催に努めましょう。

ウ. 公助（行政等が取り組むこと）

① 見守り・訪問活動の促進

- 声かけやあいさつ、近所づきあい、見守り等を大切に、あたたかい地域づくりを支援します。
- 地域の関係機関・団体等と連携を深め、高齢者や障がいのある人、子育て中の親等の、見守り・訪問活動や食事サービス、生活支援活動等の充実を図るとともに、地域活動に参加していない人や、現在の見守り活動の対象とならない人への対応についても引き続き支援します。

② 地域における居場所づくりの促進

- 地域の関係団体と連携を図り、地域住民同士が自然に助け合い、協力し合える関係をつれるように、仲間づくり・居場所づくり活動を引き続き支援します。
- 重層的支援体制整備事業の取り組みとして、各事業の対象者の居場所を確保したうえで、世代や属性を超えて交流できる場や居場所の整備を行います。(55 ページ参照)

③ 認め合い支え合う世代間交流の促進

- 地域の関係団体等と連携を図り、地域の実情に合った交流活動を推進していきます。
- 学校における、「総合的な学習の時間」を活用し、ボランティア活動・地域行事への参加を支援し、福祉に関する学習を推進していきます。

■ ■ 施策 2 人材と組織を育成する体制整備

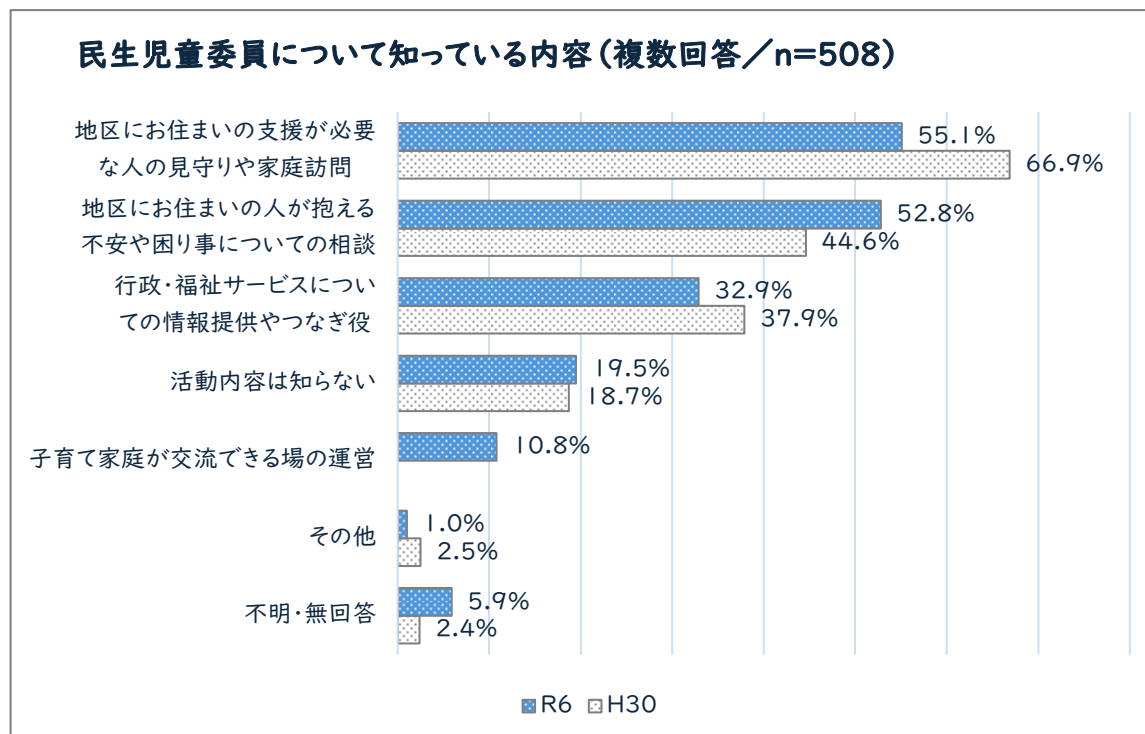
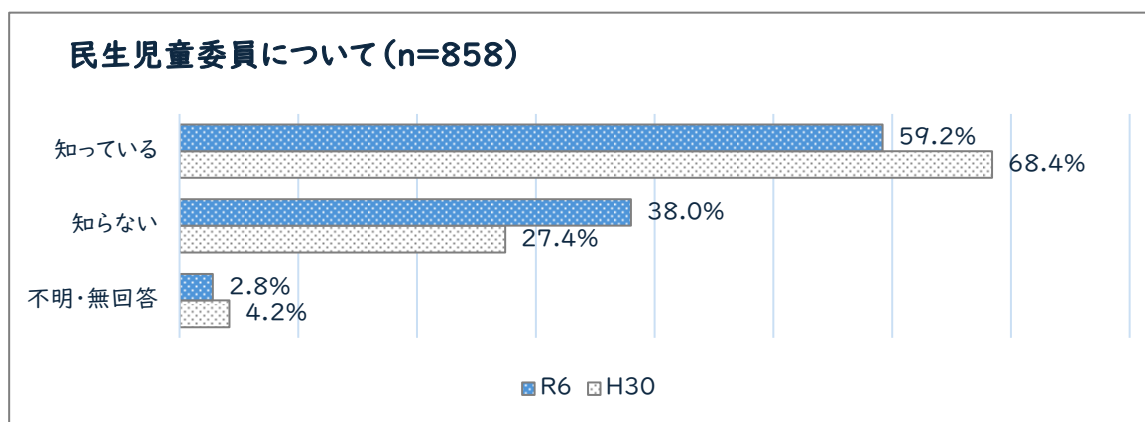
人材と組織を育成する体制整備のため、地域福祉団体への加入促進を図り、地域福祉活動への参加を促します。同時に、温かい心と地域貢献の意識を育むための講座や体験学習の機会を充実させ、地域ボランティアの育成と活動を支援します。これらを通じて、地域福祉を担う人材を育成し、地域社会の活性化に貢献します。

(1) 現状

ア. 市民アンケート調査より

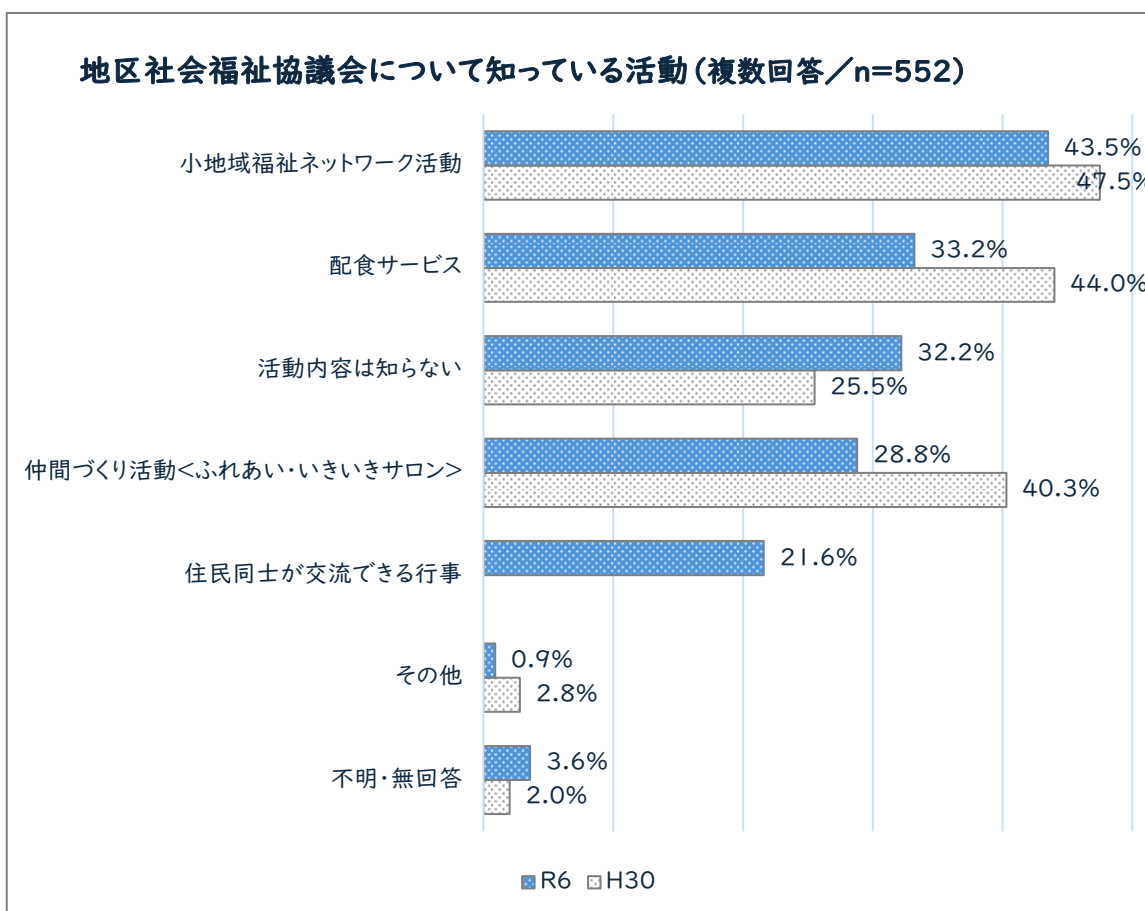
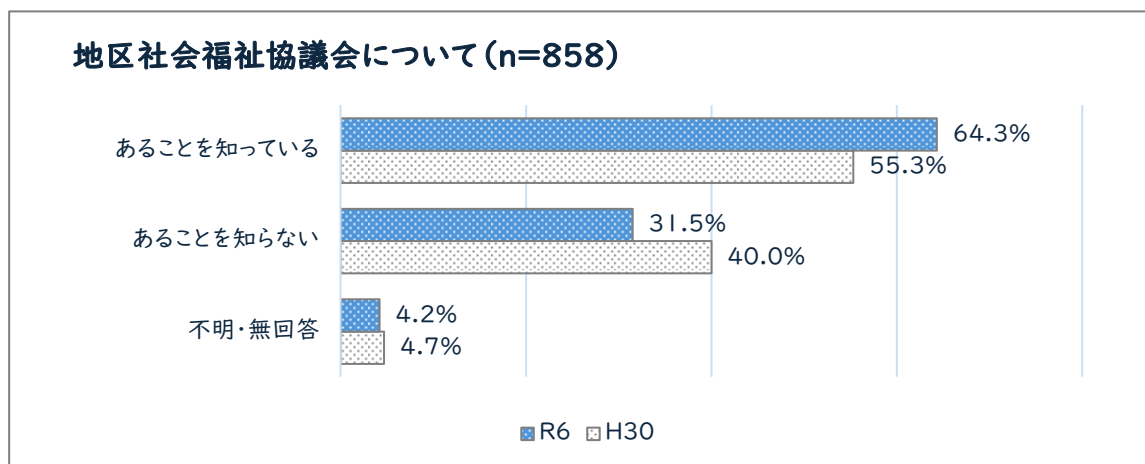
民生児童委員については、「知っている」と答えた人が 59.2%、「知らない」と答えた人が 38.0%となっており、前回との比較では、「知っている」が 9.2 ポイント低くなり、「知らない」が 10.6 ポイント高くなっています。

民生児童委員の活動内容で知っているものについては、「地区にお住まいの支援が必要な人の見守りや家庭訪問」55.1%が最も高く、次いで「地区にお住まいの人が抱える不安や困り事についての相談」52.8%となっています。



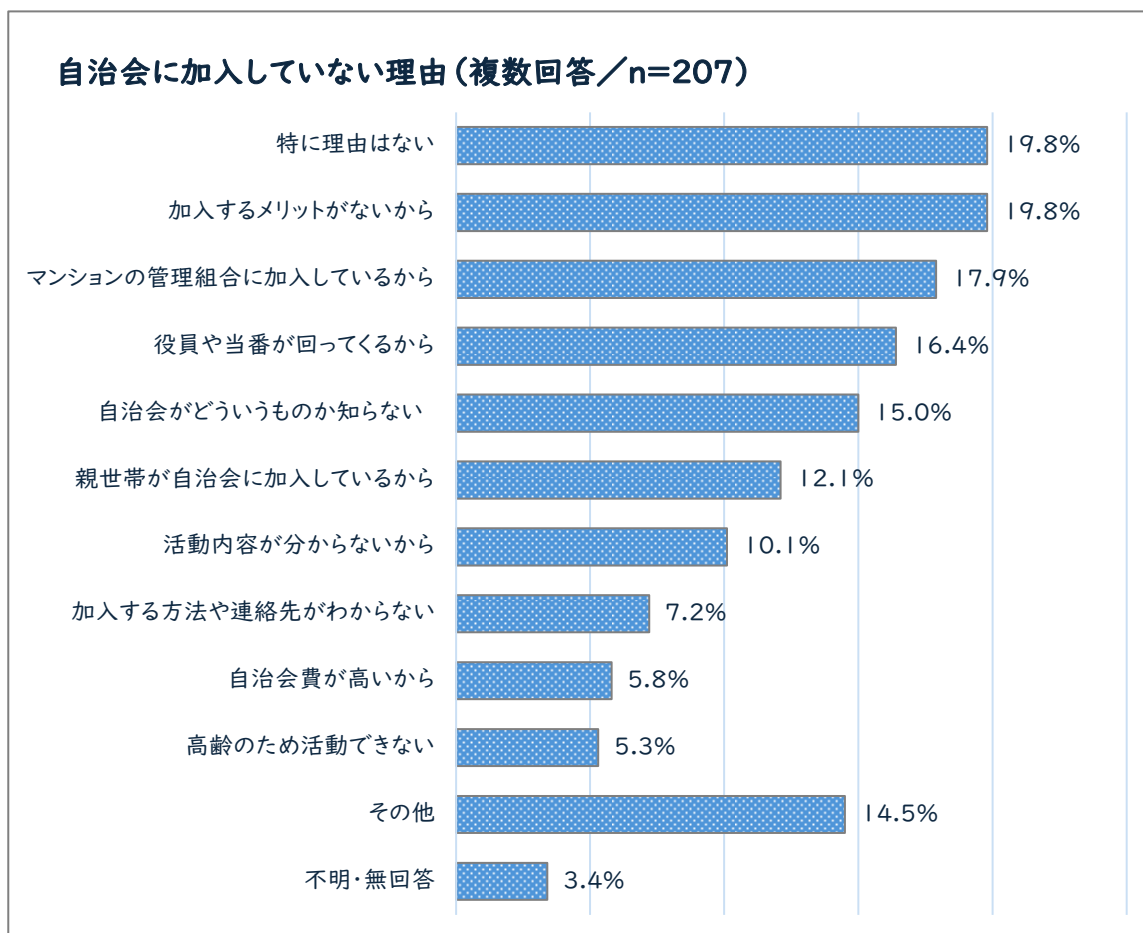
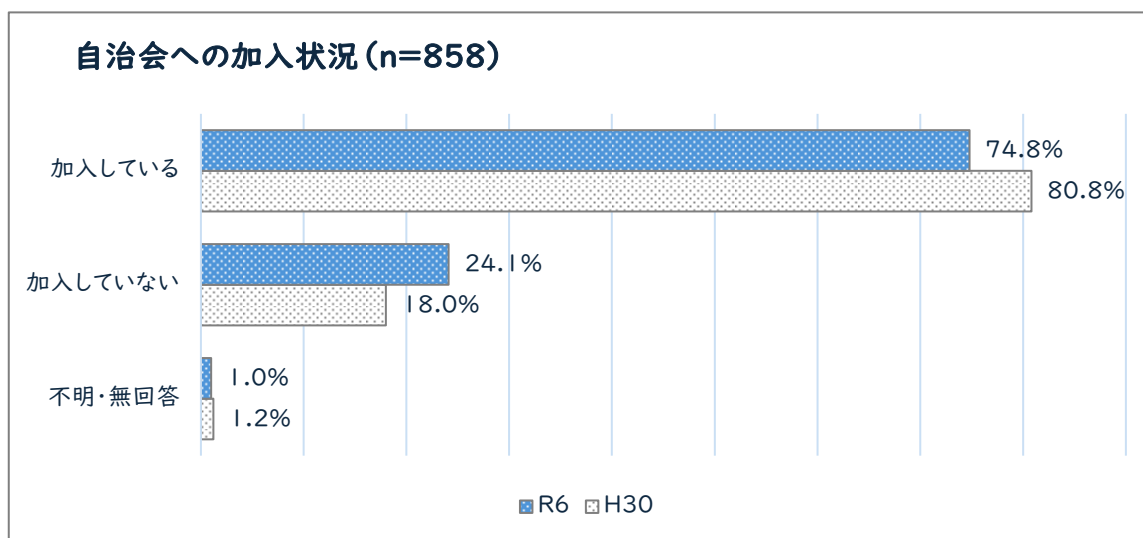
地区社会福祉協議会があることについては、「知っている」と答えた人が 64.3%、「知らない」と答えた人が 31.5%となっており、前回との比較では、「知っている」人の割合が 9 ポイント高くなっています。

地区社会福祉協議会の活動で知っている活動については、「小地域福祉ネットワーク活動」43.5%が最も高く、次いで「配食サービス」33.2%、「活動は知らない」32.2%となっています。なお、今回より「住民同士が交流できる行事」を選択肢として新たに加えていますが、21.6%と比較的高い割合となっています。



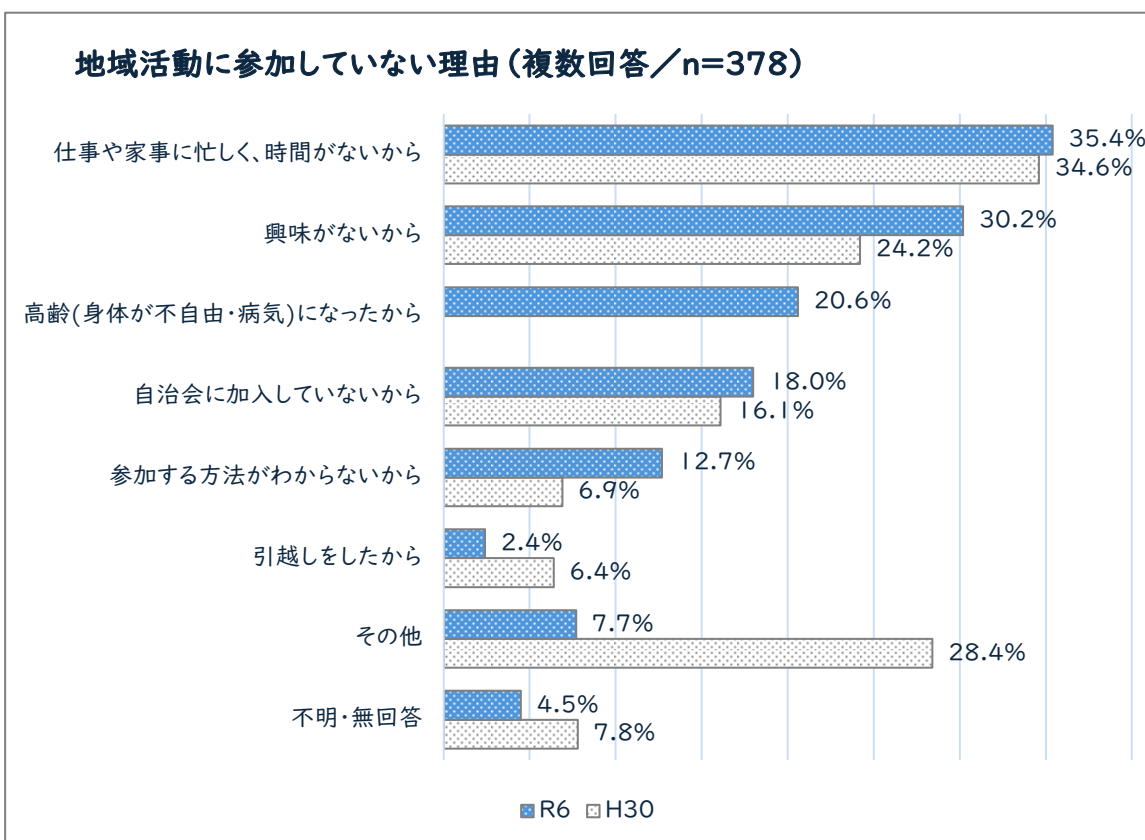
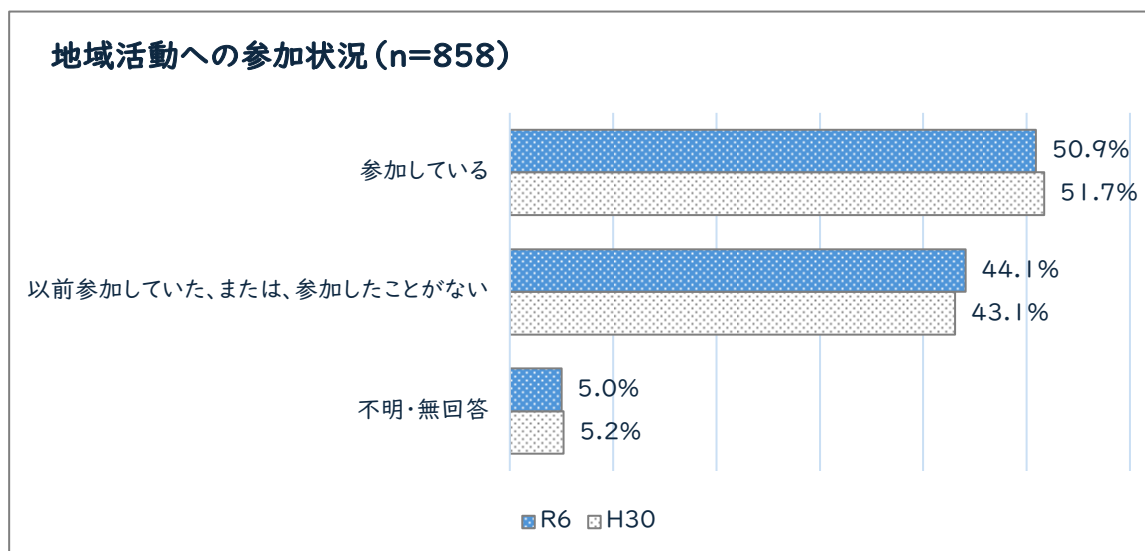
自治会への加入状況については、「加入している」と答えた人が 74.8%、「加入していない」と答えた人が 24.1%となっており、自治会への加入世帯は、年々減少しています。

自治会に加入していない理由については、「特に理由はない」と「加入するメリットがないから」の 19.8%が最も高く、次いで「マンションの管理組合に加入しているから」17.9%となっています。なお、その他では、「仕事などで役員ができない」「自治会がない」「親も入っていない」などといった回答が多くありました。



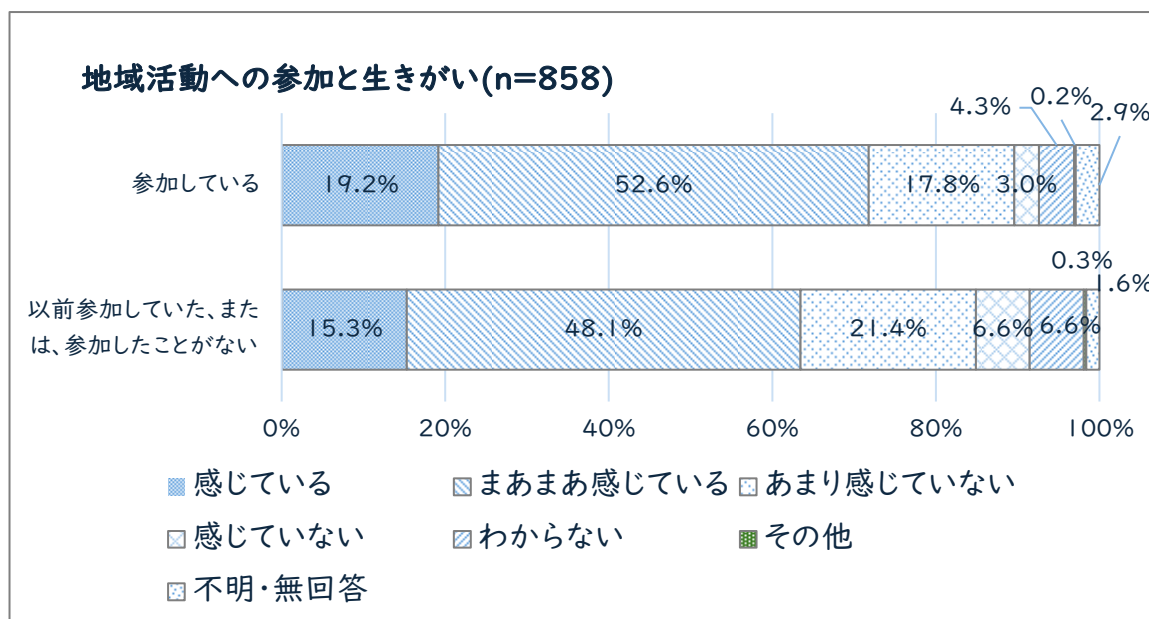
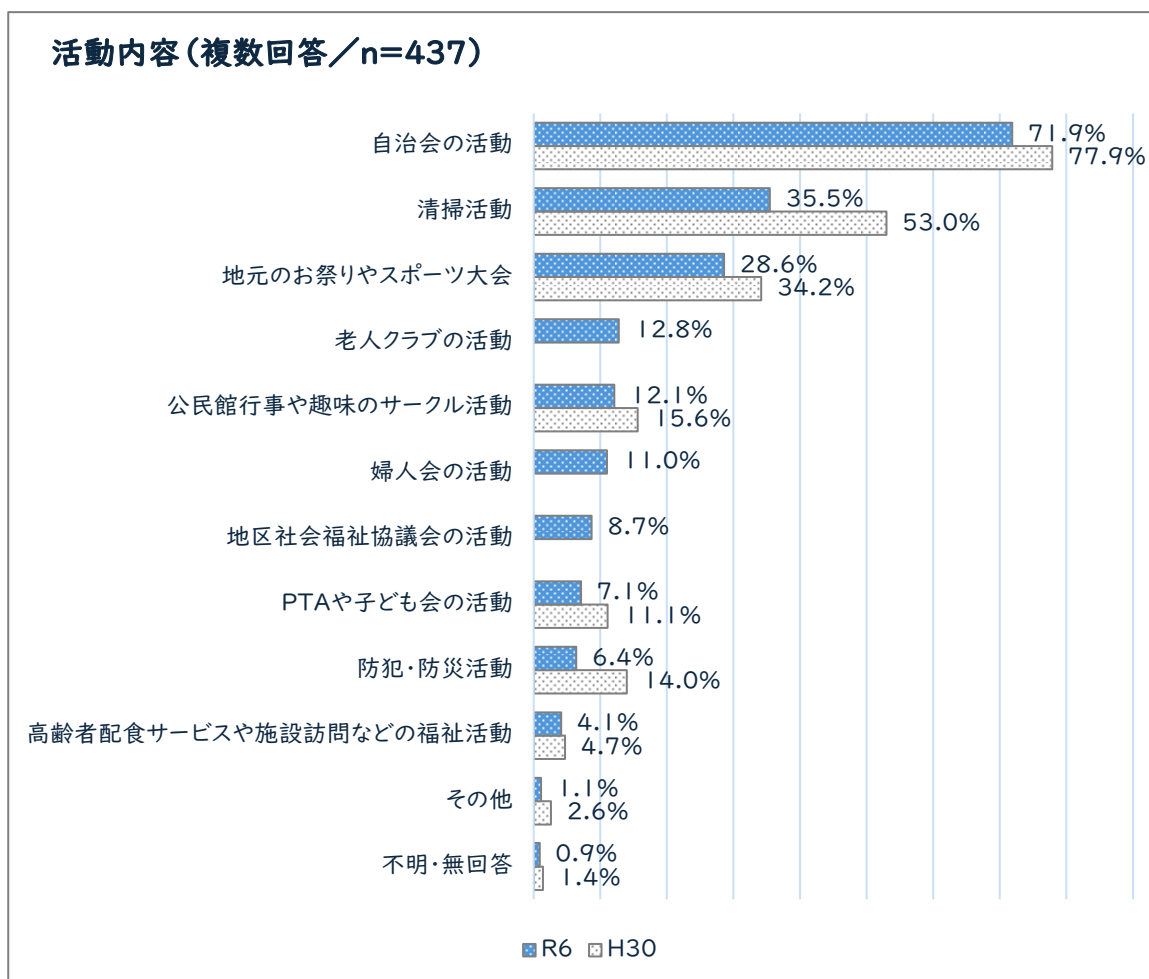
地域活動への参加状況については、「参加している」と答えた人が 50.9%、「以前参加していた、または、参加したことがない」と答えた人が 44.1%となっています。

地域活動に参加していない理由については、「仕事や家事に忙しく、時間がないから」35.4%が最も高く、次いで「興味がないから」30.2%、「高齢(身体が不自由・病気)になったから」20.6%となっています。

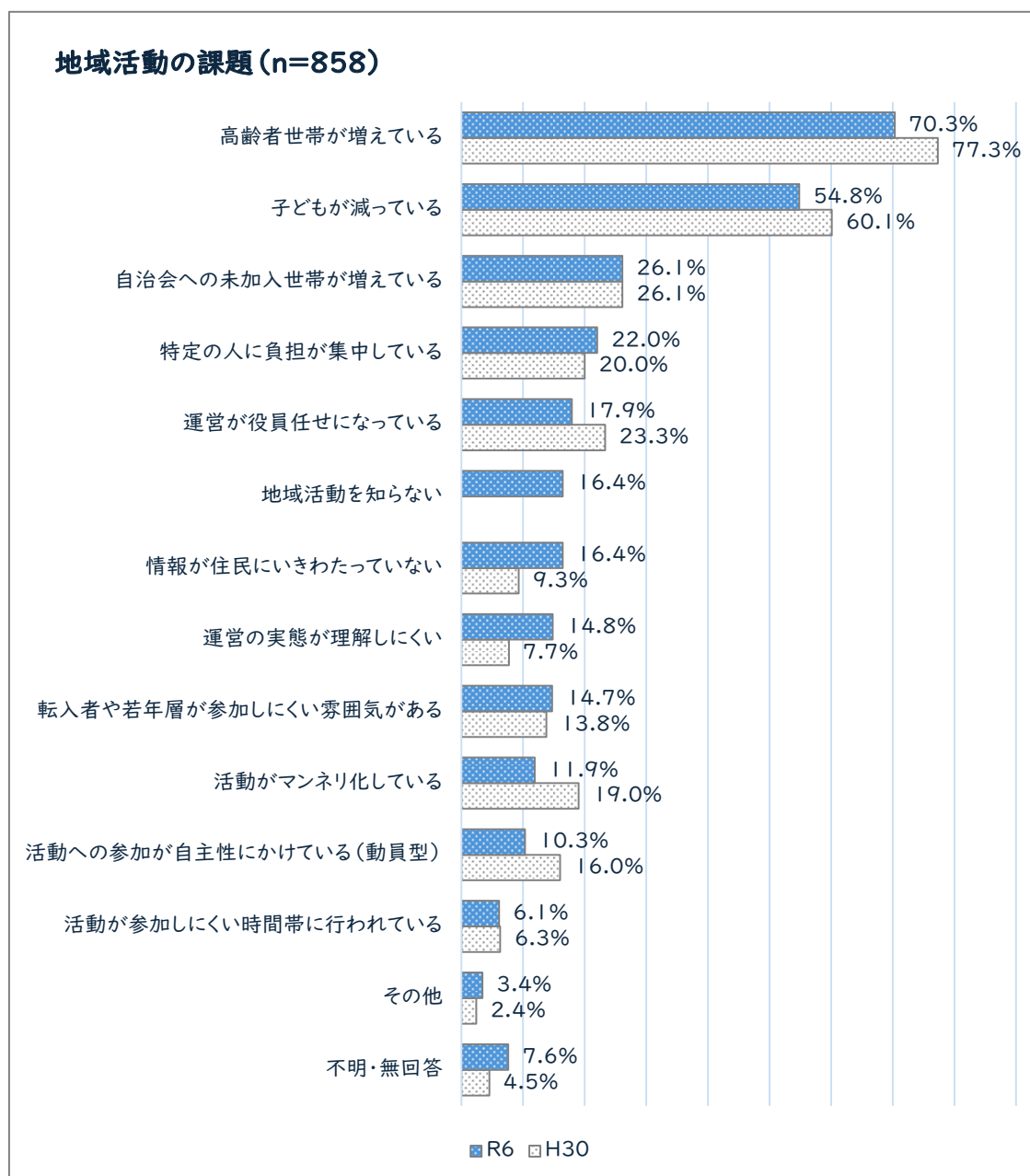


活動内容については、「自治会の活動」71.9%が最も高く、次いで「清掃活動」35.5%、「地元のお祭りやスポーツ大会」28.6%となっています。

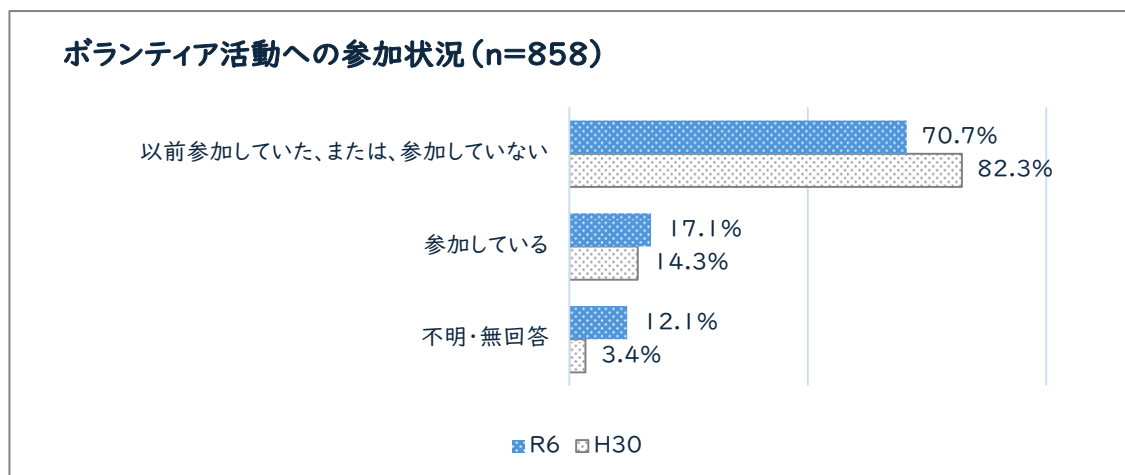
地域活動への参加と生きがいについては、活動に参加している人が「喜びや生きがい」を多く感じている傾向にあります。



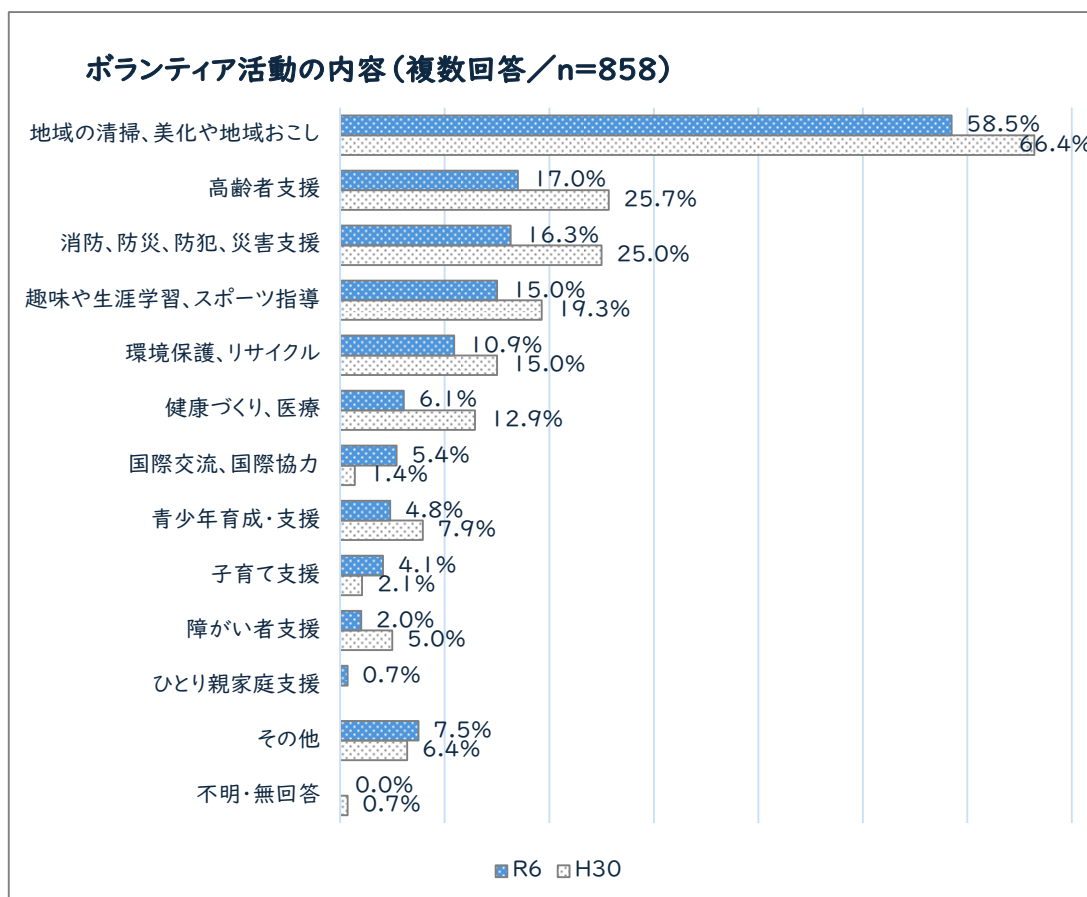
地域活動の課題については、「高齢者世帯が増えている」70.3%が最も高く、次いで「子どもが減っている」54.8%で、少子高齢化が課題と感じている人が多くなっています。また、「自治会への未加入世帯が増えている」は26.1%で、前回同様に課題の上位となっています。

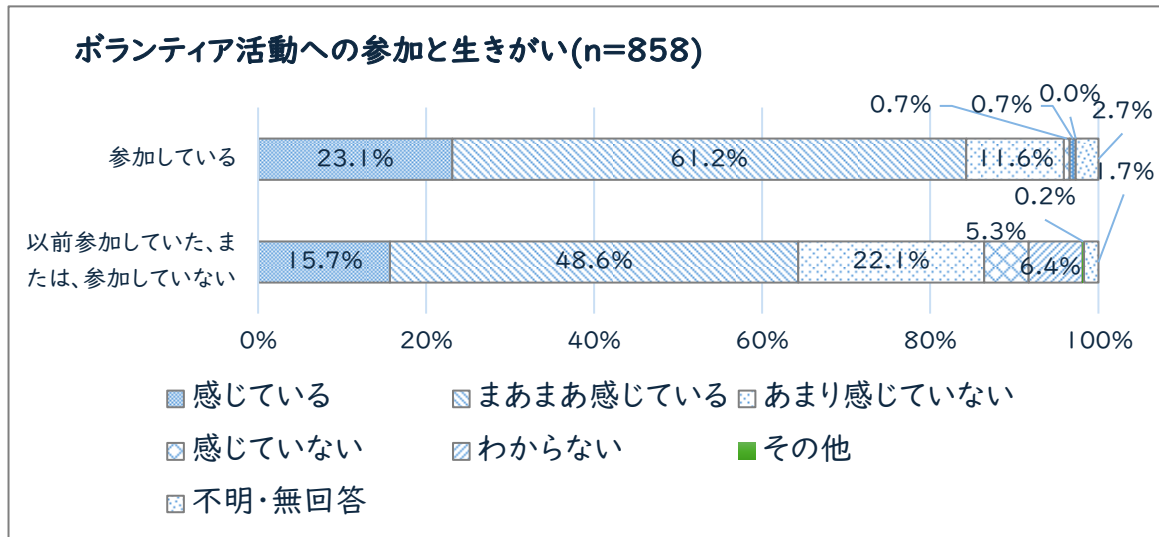


ボランティア活動への参加状況については、「以前参加していた、または、参加していない」70.7%、「参加している」17.1%となっており、前回との比較では、若干「参加している」人の割合が高くなっています。



どのようなボランティア活動に参加しているかについては、「地域の清掃、美化や地域おこし」58.5%が最も高く、次いで「高齢者支援」17.0%、「消防、防災、防犯、災害支援」16.3%となっています。ボランティア活動への参加と生きがいについては、活動に参加している人が、「喜びや生きがいを」多く感じている傾向にあります。





イ. 関係団体ヒアリングより

- ・各種イベントへの積極的な参加による PR 活動がしたい。
- ・各種団体への理解や PR を広報等で発信してほしい。
- ・福祉体験学習の実施(市内福祉施設)をしたい。
- ・地域に向けた障がい理解の促進、学ぶ機会の創出などが必要。
- ・他団体と連携して子どもの保護者を対象とした研修会の開催が必要。
- ・若い人が集まるような仕組みづくりが市全体として必要。
- ・祭りやイベント等、自治会員が交流できる行事の充実が必要。
- ・子どもの頃から参加して、地域に馴染みを持ってもらえる活動が必要。
- ・地域に関心を持ってもらえるような活動が必要。

(2) 今後の取組

ア. 自助（一人ひとりができること）

- 自分の知識や経験を活かして、地域行事やボランティア活動に参加しましょう。
- 生涯学習に関する活動に積極的に参加するなど、楽しみや生きがいを持ちましょう。
- 地域福祉に関心を持ち、身近な人が困っている場合には「我が事」として捉え、できる支援をしましょう。
- 地域の構成員として貢献することを役割と捉え、地域の行事や清掃活動に積極的に参加し、地域の人と交流を図ることで、協力し合える関係を築きましょう。

イ. 互助（地域のみんがができること）

- 地域行事やボランティア活動等に誘い合って参加し、積極的に加入促進のPR活動しましょう。
- だれもが気軽に参加しやすく、個々の知識や経験、専門的技術を活かせる、研修・学習会等を開催しましょう。
- 地域のリーダーとなれる人材の発掘や養成に努め、福祉について話し合い交流できる場を作りましょう。

ウ. 公助（行政等が取り組むこと）

① 地域福祉団体等の加入促進に向けた取組の充実

- 地域の関係団体等と連携を図り、広報、市ホームページ等での情報提供し、転入時にパンフレットを配布する等加入促進に協力していきます。

② 温かい感性を育てる講座・体験学習の充実

- 乳幼児期における家庭での福祉教育の大切さをあらゆる機会を通じて、広報・啓発していきます。
- 学校における「総合的な学習の時間」にICT機器の活用等により、社会福祉体験活動や様々な人との交流の機会を充実させていきます。
- 地域福祉に関心が持てるよう福祉活動の活性化を支援していきます。

③ 地域ボランティアの交流促進・育成支援

- 住民同士が地域の実情に合った話し合いや交流の場がもてるよう、地域の関係団体等と連携し支援を行っていきます。
- 市社会福祉協議会と連携し、ボランティア情報の提供やボランティア間の交流等を支援します。
- 地域住民が主体となって行う地域福祉を支える活動拠点づくりや交流、支え合い活動に関する助成制度等の情報提供を行っていきます。



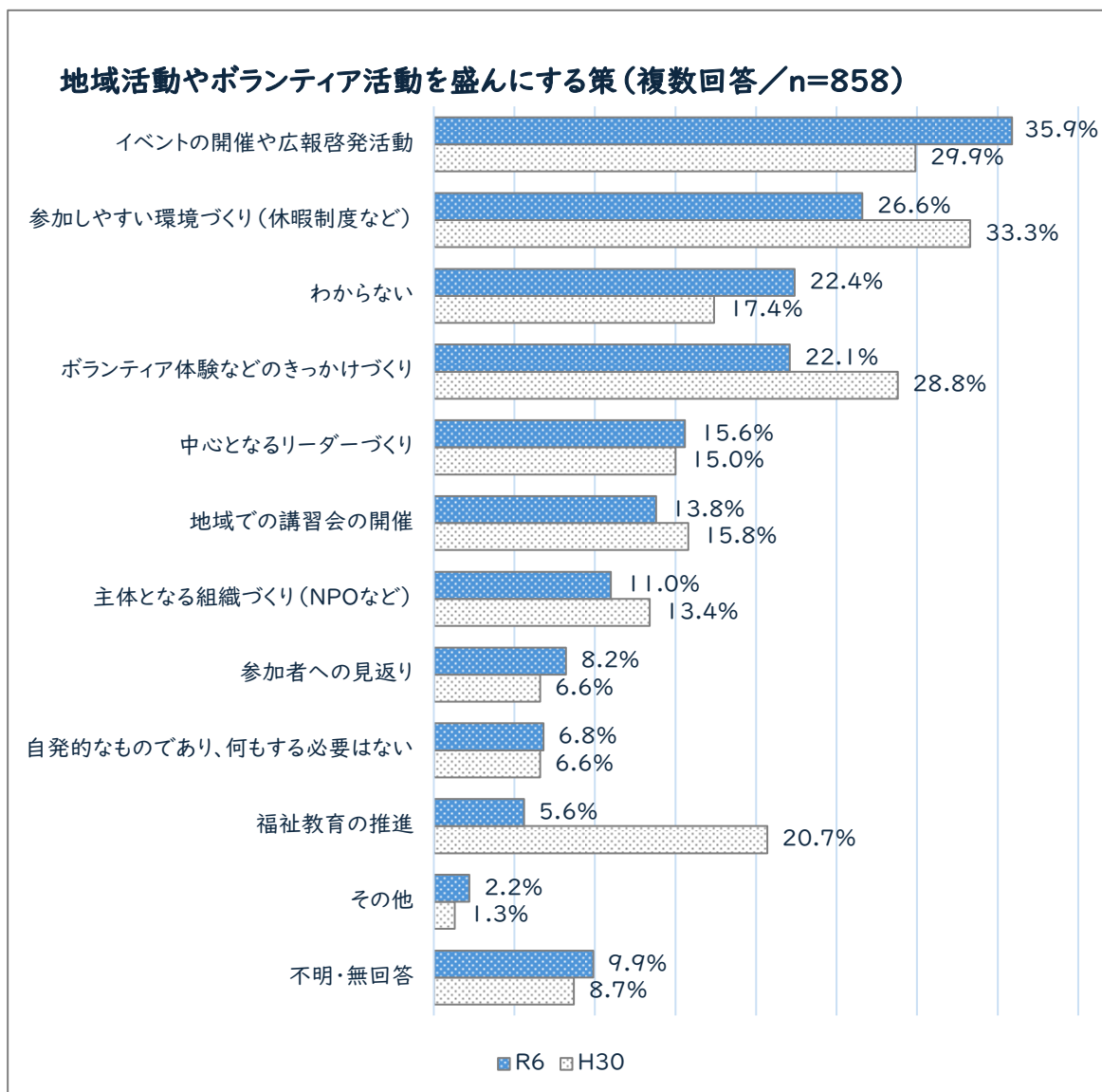
■ ■ 施策 3 連携・協働による福祉の推進

連携・協働による福祉の推進のため、地域福祉に関するイベントや啓発活動を通じて、住民の意識を高め、重層的支援体制整備事業の一つとして、多様な主体が参画できる環境を整備します。また、情報発信を強化し、関係機関との連携を深めることで、地域全体で福祉課題解決に取り組む体制を構築します。これらによって、より効果的で持続可能な地域福祉を実現します。

(1) 現状

ア. 市民アンケート調査より

地域活動やボランティア活動を盛んにするために効果的な策については、「イベントの開催や広報啓発活動」35.9%が最も高く、次いで「参加しやすい環境づくり(休暇制度など)」26.6%、「ボランティア体験などのきっかけづくり」22.1%など、活動に参加するための体制整備が必要との回答が多くなっています。



イ. 関係団体ヒアリングより

- ・祭りやイベント等、地域が交流できる行事を充実させたい。
- ・子ども食堂等、子どもを地域で支える活動がしたい。
- ・イベント周知の広報掲載回数をもう少し増やしてほしい。
- ・ボランティア活動のPRを行い、担い手の発掘をしたい。
- ・新たに障がい者手帳を取得した人へ、障がい者団体のPRをしてほしい。
- ・市内の子育て支援に関する情報提供、普及・啓発活動の実施。
- ・若い世代への民生委員制度のPR活動が必要。(子ども民生委員など)
- ・学校との連携により、地域が若年層や子どもとのかかわりで一体感を醸成すべき。
- ・様々な地域団体が縮小している、これまでとは違った連携の強化が必要。
- ・今後は、企業・法人と地域団体等の連携による担い手の確保が必要。
- ・組織を支える体制づくりを見直すべき。
- ・子どもたちの登下校時に防犯グッズ(キーホルダーやステッカー等)の普及など見守り活動の強化が必要。
- ・地区を超えてつながることができる環境や場づくりが必要。
- ・専門機関との連携によるサポート体制の構築や強化が必要。
- ・単独での取り組みが難しくなっているので、地区全体として関係団体と一緒に事業を行っていききたい。
- ・ネットワークづくりがもっとも大事になってくる。

(2) 今後の取組**ア. 自助（一人ひとりができること）**

○地域の情報や開催している行事・活動に関心を持ち、積極的に参加しましょう。

イ. 互助（地域みんなができること）

- 様々な地域行事や地域活動を通して、地域住民の地域福祉への理解に努めましょう。
- 広報誌や回覧板等を活用して、地域の行事や福祉活動等の情報共有を行いましょう。
- 社会福祉施設等と連携してイベントを開催するなど、地域と施設のつながりを深めましょう。
- 市社会福祉協議会、地区社会福祉協議会と連携し、様々な福祉活動を進めましょう。

ウ. 公助（行政等が取り組むこと）**① 地域福祉に関するイベント等の開催や啓発**

○地域福祉に関する啓発資料や講座、セミナー、イベント等を活用し、多くの機会や場において、地域福祉の意識の啓発を行います。

② 地域福祉に関する情報発信・情報共有の強化（広報誌、ウェブサイト、SNS など）

- 多様なサービスづくりについて行政内部や関係団体と連携を図り、情報提供等の支援を行っていきます。
- 広報誌やインターネットのホームページ、SNS 等を活用し、情報の即時性を図るとともに、支援を必要とする人に必要な情報が届くよう、わかりやすく情報発信を行っていきます。

③ 地域福祉関係団体との連携による体制整備

- 地域の関係団体等の組織をはじめ、市社会福祉協議会やボランティア団体、NPO、当事者団体、地域包括支援センター、社会福祉施設等が連携し合い、地域を支えるネットワークづくりを支援していきます。
- 市社会福祉協議会が策定している地域福祉活動計画との整合性を図り、地域福祉を推進していきます。
- 地域の関係団体等と連携を図り、地域の福祉活動が円滑に実施できるよう情報提供体制の整備を支援していきます。



目標2 支援が必要な人を支える体制づくり

一人ひとりに優しい福祉サービスの提供をめざします。

誰もがニーズにあった福祉サービスや多様な情報提供を受けることによって、自らの選択のもとに自己表現を果たし、自立した暮らしが実現できる体制づくりを推進します。

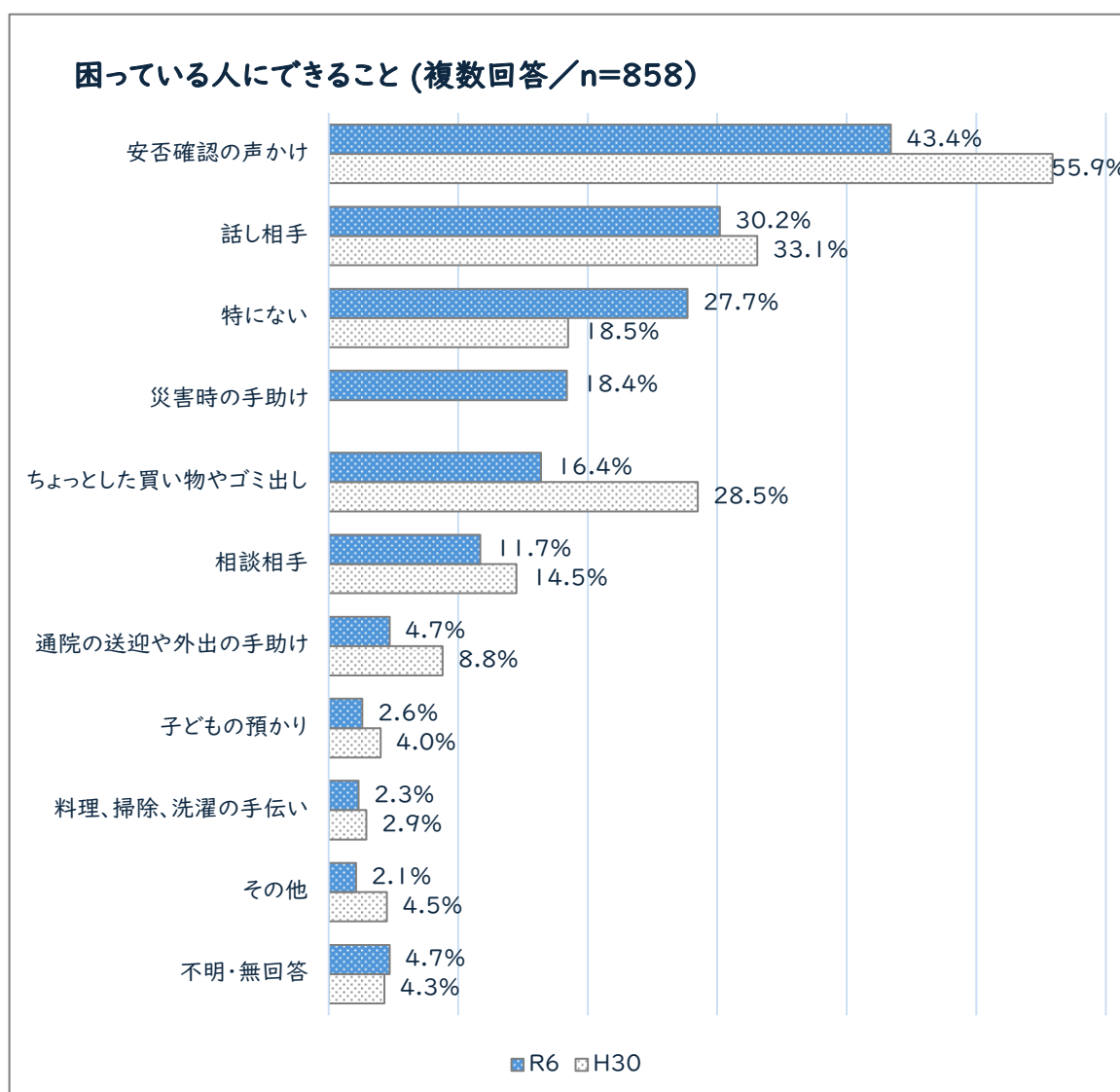
施策4 地域生活と社会参加の支援

支援が必要な人が、地域社会の一員として生きがいのある生活を送れるよう、自立した生活を支援し、健康づくりを推進するとともに、医療・介護・福祉の連携を強化し、包括的なサービスを提供します。これにより、誰もが安心して暮らせる地域社会の実現をめざします。

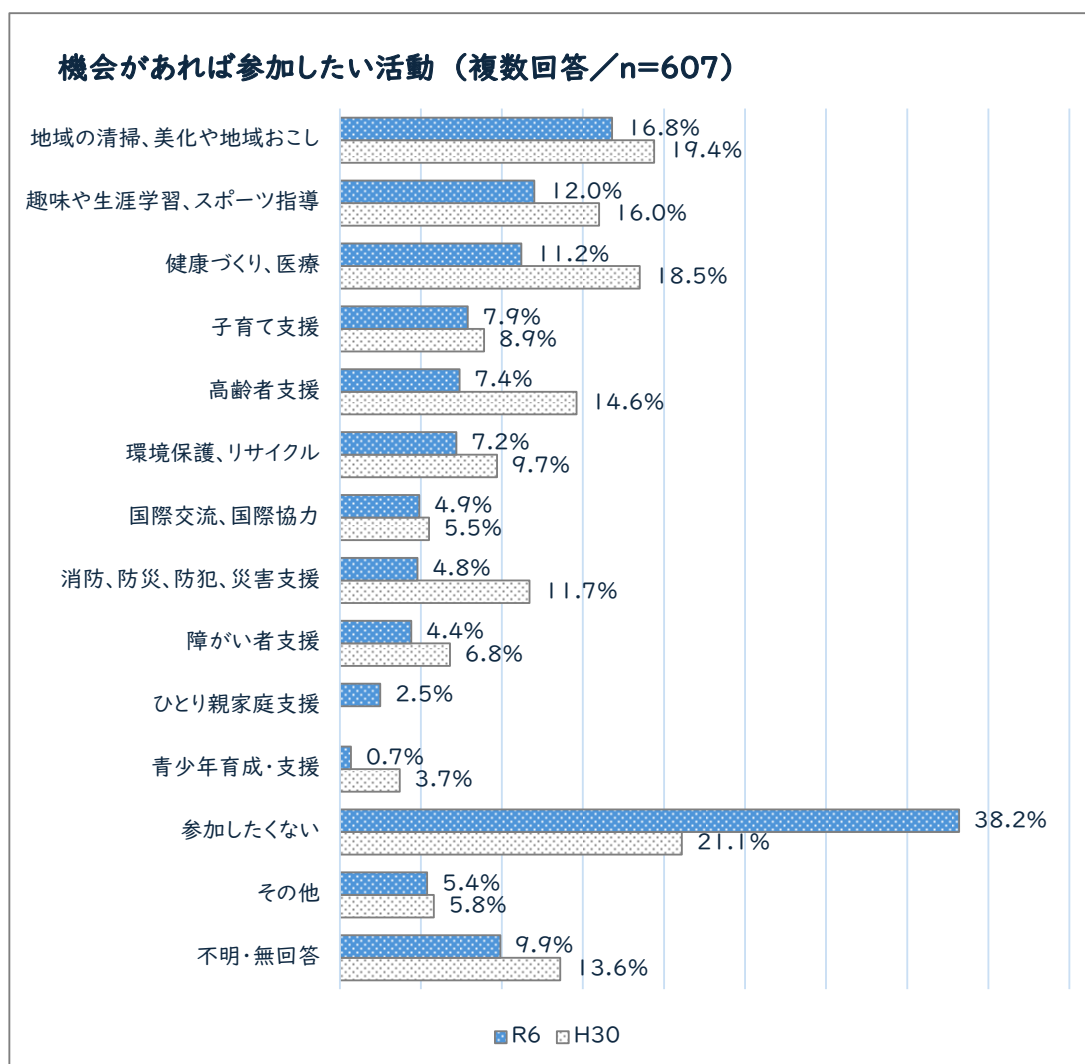
(1) 現状

ア. 市民アンケート調査より

困っている人にできることについては、「安否確認の声かけ」43.4%が最も高く、次いで「話し相手」30.2%、「特にない」27.7%となっています。



機会があれば参加したいと思うボランティア活動については、「参加したくない」38.2%が最も高く、次いで「地域の清掃、美化や地域おこし」16.8%、「趣味や生涯学習、スポーツ指導」12.0%となっています。前回との比較で、「参加したくない」が17.1ポイント高くなっており、ボランティア活動自体への関心が低くなっていますが、「地域の清掃、美化や地域おこし」に関しては、比較的高い傾向にあります。



イ. 関係団体ヒアリングより

- ・健康増進の活動を継続していきたい。
- ・各地域の状況に応じた、新しい健康増進メニューを模索したい。
- ・個人情報保護や守秘義務による情報提供・情報共有の在り方の検討が必要。
- ・障がい者（身体障がい・知的障がい・精神障がい）が広く参加できる行事の開催。
- ・他市の障がい者団体と連携し、各種催し物を開催してもらいたい。
- ・活動の拠点となる施設の確保や維持に支援をしてもらいたい。
- ・いろいろな団体の活動をオープンにして、障がい理解が進むようにしてもらいたい。
- ・地域に向けた障がい理解の促進や学習の機会を作ってもらいたい。
- ・もっと困り感を抱える保護者に寄り添ってもらえるようにしてもらいたい。

(2) 今後の取組

ア. 自助（一人ひとりができること）

- 体力づくり等の機会を通して、心身の健康維持に努めましょう。
- 定期的に健康診断を受けましょう。

イ. 互助（地域みんなができること）

- 一人ひとりが福祉の担い手として、地域で支えあいましょう。
- 隣近所で声をかけ合い、福祉サービスの情報を共有しましょう。
- 地域や職場において個性に合わせた、多様な働き方ができる環境づくりを行いましょう。
- 団体として様々な活動をしている人は、他団体や関係者の状況に目を向け、積極的に交流しましょう。

ウ. 共助（社会保険制度及びサービス）

- 介護保険制度や医療保険制度、サービス等を適正に提供します。
- 社会保険制度やサービスについての情報提供を行います。

エ. 公助（行政等が取り組むこと）

① 自立した生活の支援

- 生活困窮者に対する就労・生活改善の支援を行い、社会生活の立て直し支援に努めます。
- 住宅確保要配慮者の支援に努めます。

② 健康づくりの推進と社会参加

- 健やかに幸せに暮らせる「健幸のまち」の実現を、地域と連携・協力しながら推進します。
- イベントや講座を通じて、市民の健康維持に努めます。

③ 医療・介護・福祉の連携による包括的なサービスの提供

- 福祉サービス等を適正に提供します。
- 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施により、包括的な支援体制の整備に努めます。
- 地域包括ケアシステムの深化・推進に向け、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活することができるよう、地域資源を活かした生活支援サービスの提供体制を整備します。

■ ■ 施策5 包括的な支援体制の構築（坂出市重層的支援体制整備事業実施計画） ■ ■

これまでの社会保障制度は、高齢者福祉、障がい者福祉、児童福祉、生活困窮など分野・属性別に制度を発展させ、専門的な支援を充実させてきました。しかし、近年は、一つの世帯に複数の課題が存在しているために、各分野別の制度では対応しきれないケース（8050 問題・ひきこもり・介護と育児のダブルケア・ヤングケアラーなど）が発生しており、必要な支援が十分に届いていない現状があります。

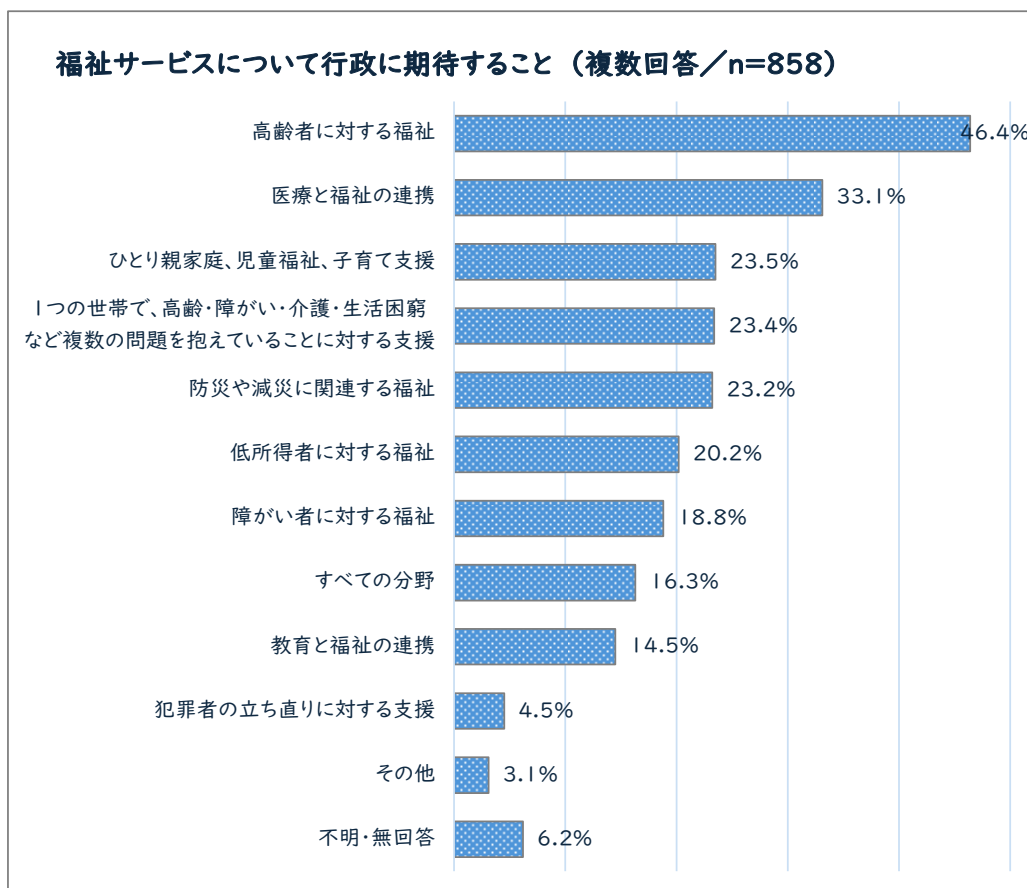
このような状況から、「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が令和2年6月12日に公布され、地域生活課題の解決に資する支援を包括的に行う「重層的支援体制整備事業」が令和3年4月1日に施行されました。

本市では、重層的支援体制整備事業に取り組むことで、複雑化・複合化した課題や制度の狭間にある課題等を有する人及びその世帯に対して、支援関係機関等との連携を強化し、地域社会に参加しながら暮らし続けていけるよう、切れ目のない包括的な支援体制を実現します。

（1）現状

ア. 市民アンケート調査より

福祉サービスについて、行政（国、県、市）に期待することは、「高齢者に対する福祉」46.4%が最も高く、次いで「医療と福祉の連携」33.1%、「ひとり親家庭、児童福祉、子育て支援」23.5%となっています。そして、「1つの世帯で、高齢・障がい・介護・生活困窮など複数の課題を抱えていることに対する支援」が、23.4%と非常に高くなっており、重層的な支援体制の充実が求められています。



イ. 関係団体ヒアリングより

- ・地域課題が多様化・複雑化し、対応が困難になってきている。
- ・今後の生活について相談することを促すようなサポート体制の充実が必要。
- ・さらなるネットワークづくりの重要性を感じる。
- ・他の分野と連携が取れる体制づくりや、社協も含めた役割分担の明確化が必要。

(2) 今後の取組

ア. 自助（一人ひとりができること）

- 民生児童委員をはじめとした、地域で身近に相談できる人や相談窓口を把握しましょう。
- 困った時は一人で悩まず、地域福祉に携わる様々な人たちに、相談することを心がけましょう。

イ. 互助（地域のみなができること）

- 住み慣れた地域で、地域住民が自立した生活を送ることができるようお互いに協力しましょう。
- どこに相談しても必要な支援機関につながるように、地域で相談機関を把握しておきましょう。

ウ. 公助（行政等が取り組むこと）

① あらゆる相談に対応できる相談体制の構築

- 住み慣れた地域で、住民が自立した生活を送ることができるよう、また、困ったときにすぐ相談ができるよう、関係機関等と連携し総合的な相談体制づくりを推進します。
- 重層的支援体制整備事業の取組として、複雑化・複合化した課題へ対応するため、既存の各福祉分野における相談窓口の連携による包括的支援体制の強化に努めます。
(54 ページ参照)
- 重層的支援体制整備事業の取組として、制度の狭間などで支援が届いていない人に支援を届けるため、関係構築に向けた継続的な働きかけや、地域からの情報収集を行います。

② 切れ目のない協働支援体制の充実

- 身近な相談機関として、地域包括支援センターや子育て支援センター等の利用促進を図ります。
- 重層的支援体制整備事業の取組として、複合化・複雑化した支援ニーズを有し、課題の解きほぐしが求められる事例に対して支援を行います。支援関係機関の抱える課題の把握や、各支援関係機関の役割分担、支援の方向性の整理を行い、関係機関と連携して支援していきます。
- 対象者と社会資源とのつながりを作り、つながりを維持するための支援を行います。

■ ■ 施策6 権利擁護の推進

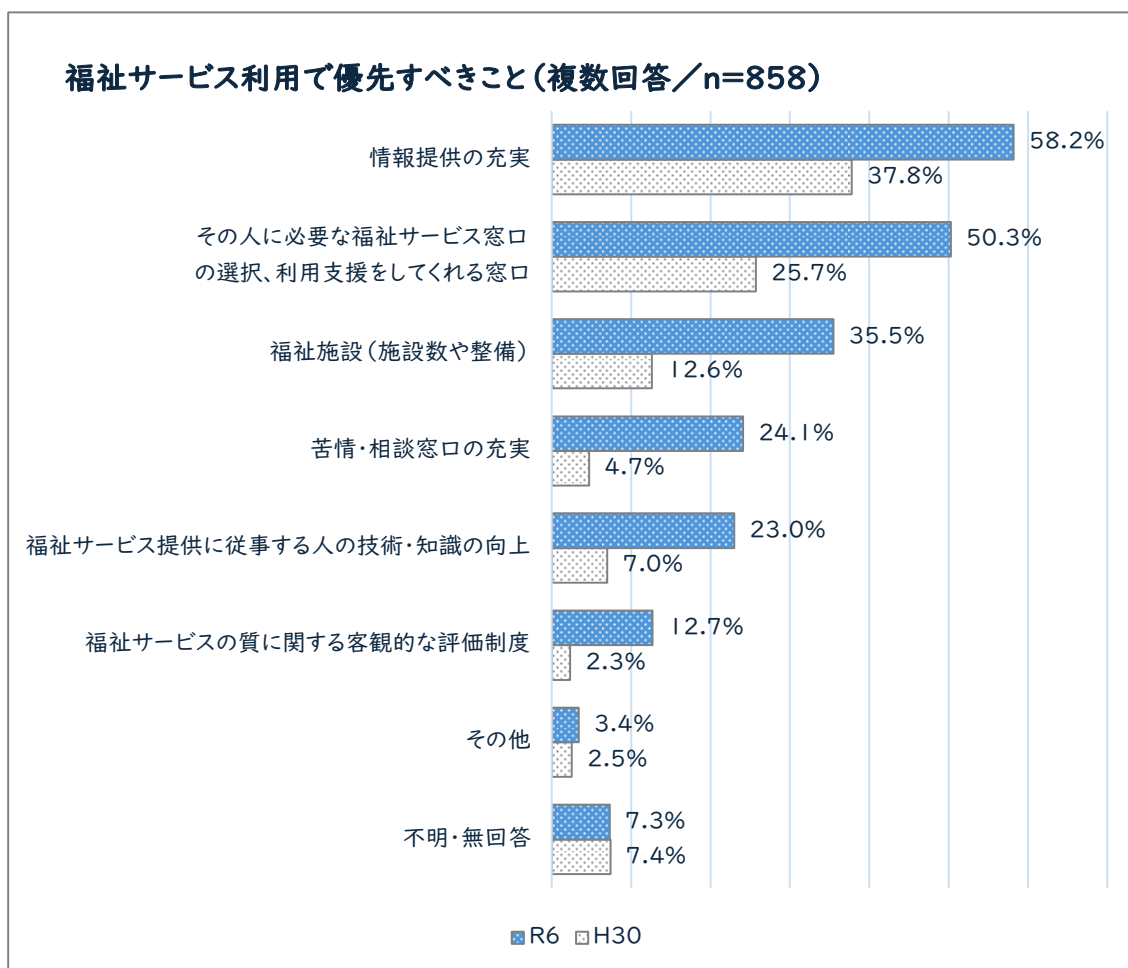


権利擁護とは、支援が必要な高齢者や障がいのある人など、自己の意思表示が困難な人の権利を擁護し、自立した生活を支援するものです。地域における権利擁護の推進のためには、行政、医療、福祉、司法など様々な関係機関が連携し、本人の気持ちを大切に、生活や財産を守る、契約を代わりに行うなど、法的な支援を行い、誰もが安心して暮らせる地域社会の実現をめざします。

(1) 現状

ア. 市民アンケート調査より

援助を必要とする人が、適切に福祉サービスを利用できるよう優先すべきことについては、「情報提供の充実」58.2%が最も高く、次いで「その人に必要な福祉サービス窓口の選択、利用支援をしてくれる窓口」50.3%、「福祉施設(施設数や整備)」35.5%となっています。



イ. 関係団体ヒアリングより

- ・認知症に対する活動や地域での助け合いが必要。
- ・活動内容の周知などを通じて、権利が守られるようにしてもらいたい。
- ・高齢単身者世帯が増加し、身寄りがなく将来の不安を感じている人が多い。

（２）今後の取組

ア．自助（一人ひとりができること）

○地域で困っている人を見たり、支援が必要な人がいたりした場合は、民生児童委員や自治会、関係機関につなぎましょう。

イ．互助（地域のみんなができること）

○仲間づくり・居場所づくり活動を活用して、苦情解決制度や日常生活自立支援事業、成年後見制度について学びましょう。

ウ．公助（行政等が取り組むこと）

① 権利擁護に関する地域連携の強化

- 本人の尊厳を守り、人生をより豊かに安心して暮らしてもらえるよう、意思表示が困難になった場合なども、問い合わせに対する代行や専門家の紹介を行う制度の充実を図ります。
- 苦情解決制度や日常生活自立支援事業については、関係機関と連携を図りながら市民への一層の周知を図るとともに、有効な活用がなされるよう相談体制の充実など環境づくりを推進します。
- 成年後見制度に対する理解を深め、周知・情報提供を充実させていきます。
- 坂出市要保護児童対策地域協議会のネットワークを活用し、児童虐待等の早期発見に努めます。



目標3 誰もが安全・安心に暮らせる環境づくり

誰もが安全で、安心して暮らせるまちをめざします。

様々な人が心地よく過ごせる居場所づくり、ユニバーサルデザインのまちづくりを進め、安全で、安心して暮らせる環境づくりを推進します。

施策7 再犯防止に向けた体制づくり（坂出市再犯防止推進計画）

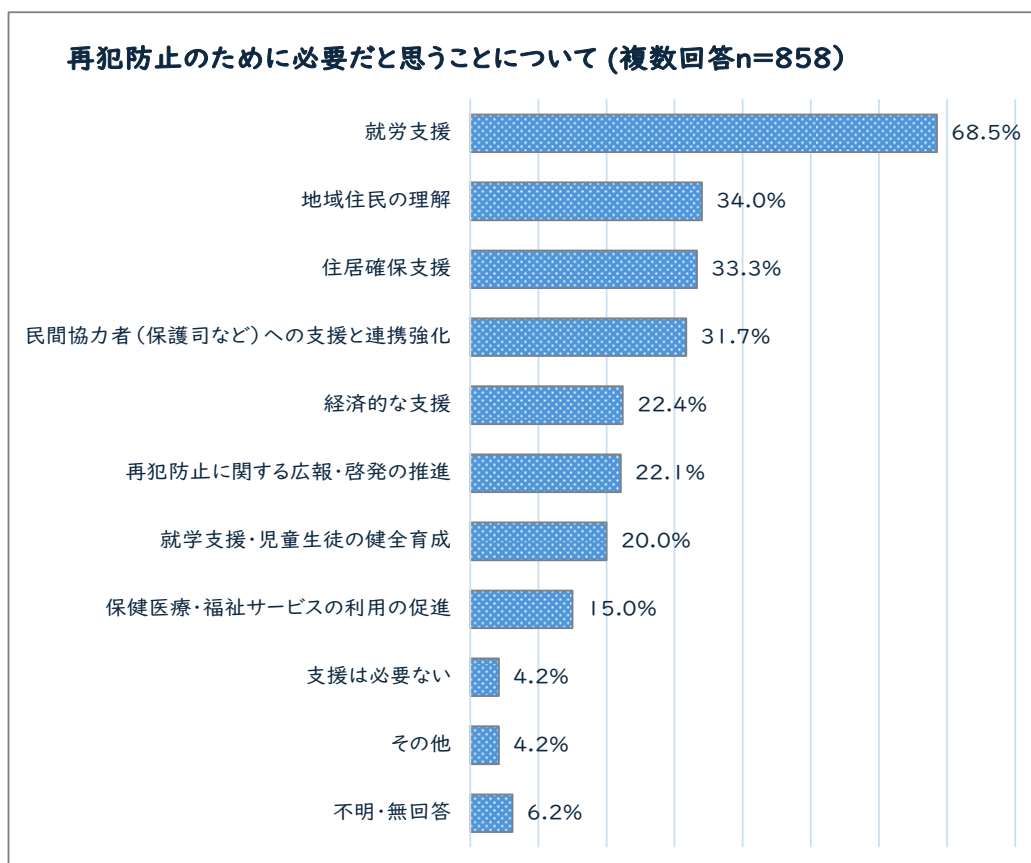
再犯防止は、安全で安心な社会を実現するために不可欠な取り組みです。本計画では、地域社会における就労支援や住居確保等を支援するにあたり、様々な関係機関との連携を強化することで、より効果的な再犯防止への取組をめざします。再犯防止は、本人のみならず、社会全体で取り組むべき課題であり、犯罪や非行のない明るい社会をめざすとともに、必要な支援を行えるよう関係機関と連携を図ります。

本計画を再犯の防止等の推進に関する法律第8条第1項の「当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画」として位置づけます。

（1）現状

ア. 市民アンケート調査より

再犯防止のために必要だと思うことについては、「就労支援」68.5%が最も高く、次いで「地域住民の理解」34.0%、「住居確保支援」33.3%となっています。



イ. 関係団体ヒアリングより

- ・サポートセンターなど夜間や休日等にも利用できる場所の確保に協力してほしい。
- ・再犯防止に向けた活動の理解が広がるように協力してもらいたい。
- ・青少年犯罪非行防止活動の推進につながる研修会や講演会等を開催してもらいたい。
- ・更生保護施設への慰問や支援が継続できるよう支援をしてもらいたい。
- ・地域支援ネットワークの構築と組織体制づくりが必要。
- ・保護司と更生保護女性会の連携した活動強化に向けた支援が必要。

(2) 今後の取組**ア. 自助（一人ひとりができること）**

- 犯罪から立ち直ろうとする人が孤立することなく、地域の一員として社会復帰することへの、理解を持ちましょう。
- 新たな犯罪の被害者を作らないため、再犯防止についての理解を深めましょう。

イ. 互助（地域みんなができること）

- 地域全体で再犯防止への支援をしていきましょう。
- 再犯防止に向けた取組に関心を持ち、保護司・更生保護女性会や関係団体に対し、理解を深めましょう。
- 就労や住居の確保が困難な状況について理解し支援しましょう。
- 犯罪等をした人の背景や特性の理解に努めましょう。

ウ. 公助（行政等が取り組むこと）**① 再犯防止に向けた体制づくり（坂出市再犯防止推進計画）**

- 犯罪を犯した人が、再び罪を犯すことなく地域で安定した生活を送るために、指導・支援に当たる保護司や社会復帰を支援する活動を行う更生保護女性会等の関係団体、保護観察所等の関係機関と連携を進めるとともに、地域社会の一員として立ち直りを支援する取組を進めていきます。

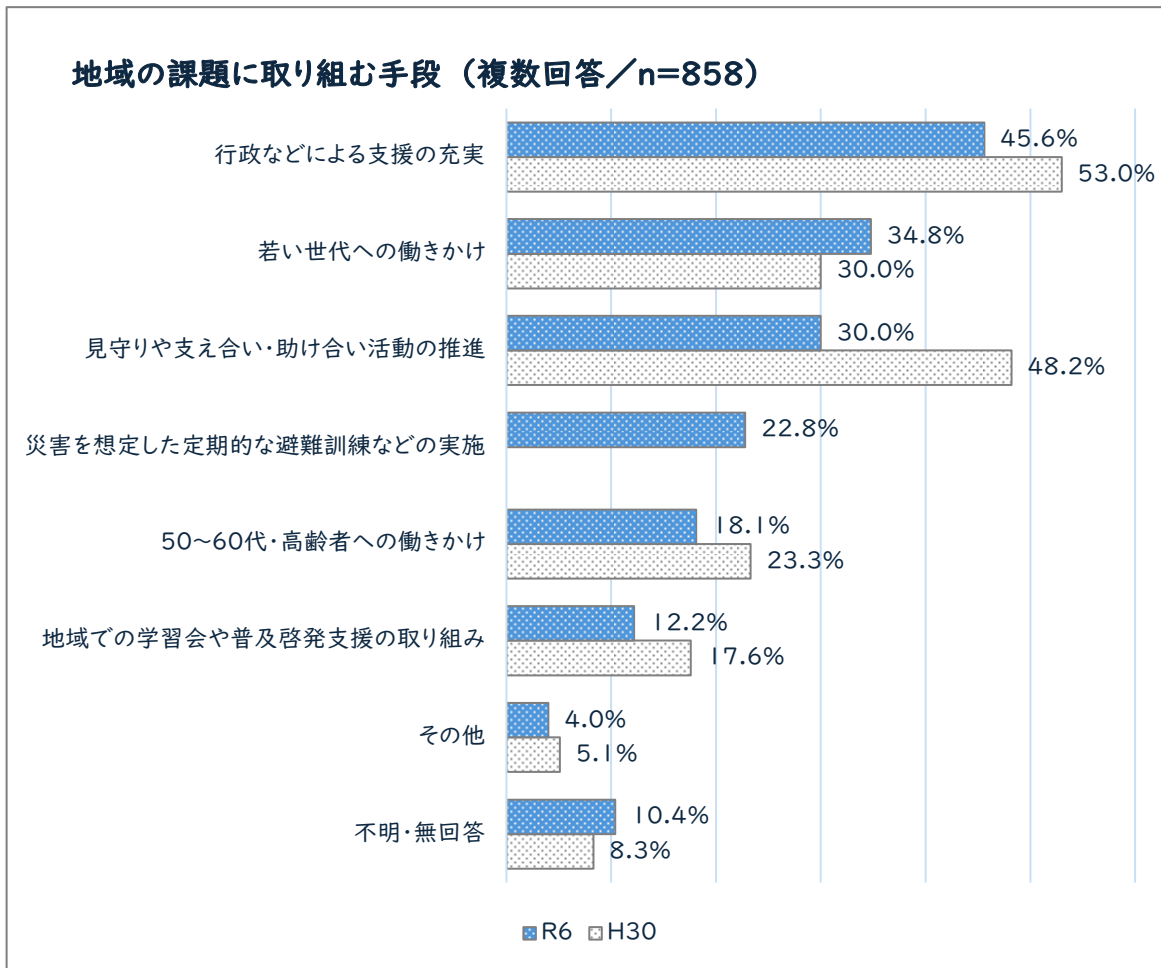
施策8 ユニバーサルデザインのまちづくり

地域には幅広い年代の人や、さまざまな属性の人が暮らしています。誰もが安心して暮らせるまちをめざし、①災害時にも安全に避難できる体制整備、②高齢者や障がいのある人も利用しやすい公共交通の充実、③仕事と生活が両立できる住みやすいまちづくりを進めます。これらの取組を通じて、多様な人が共生できる、より豊かなまちを実現します。

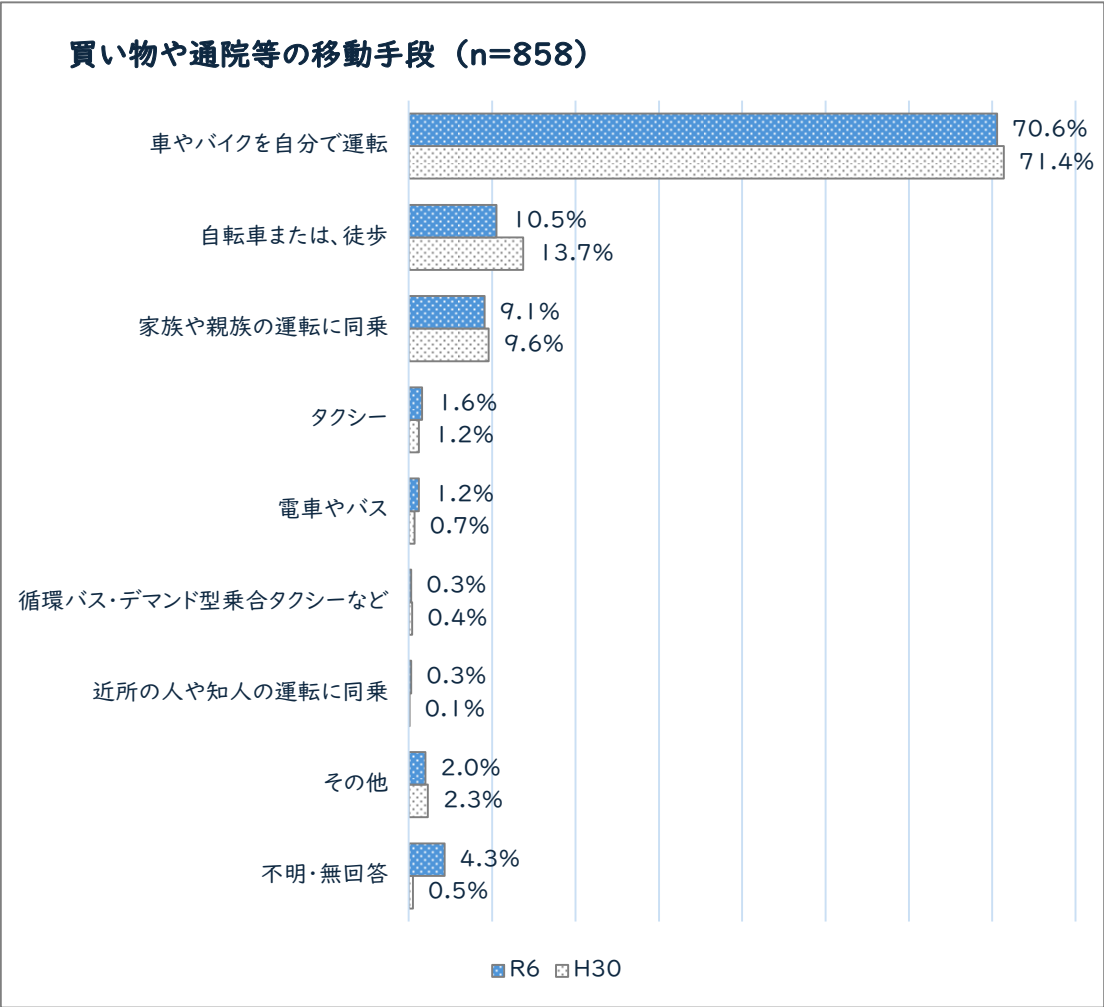
(1) 現状

ア. 市民アンケート調査より

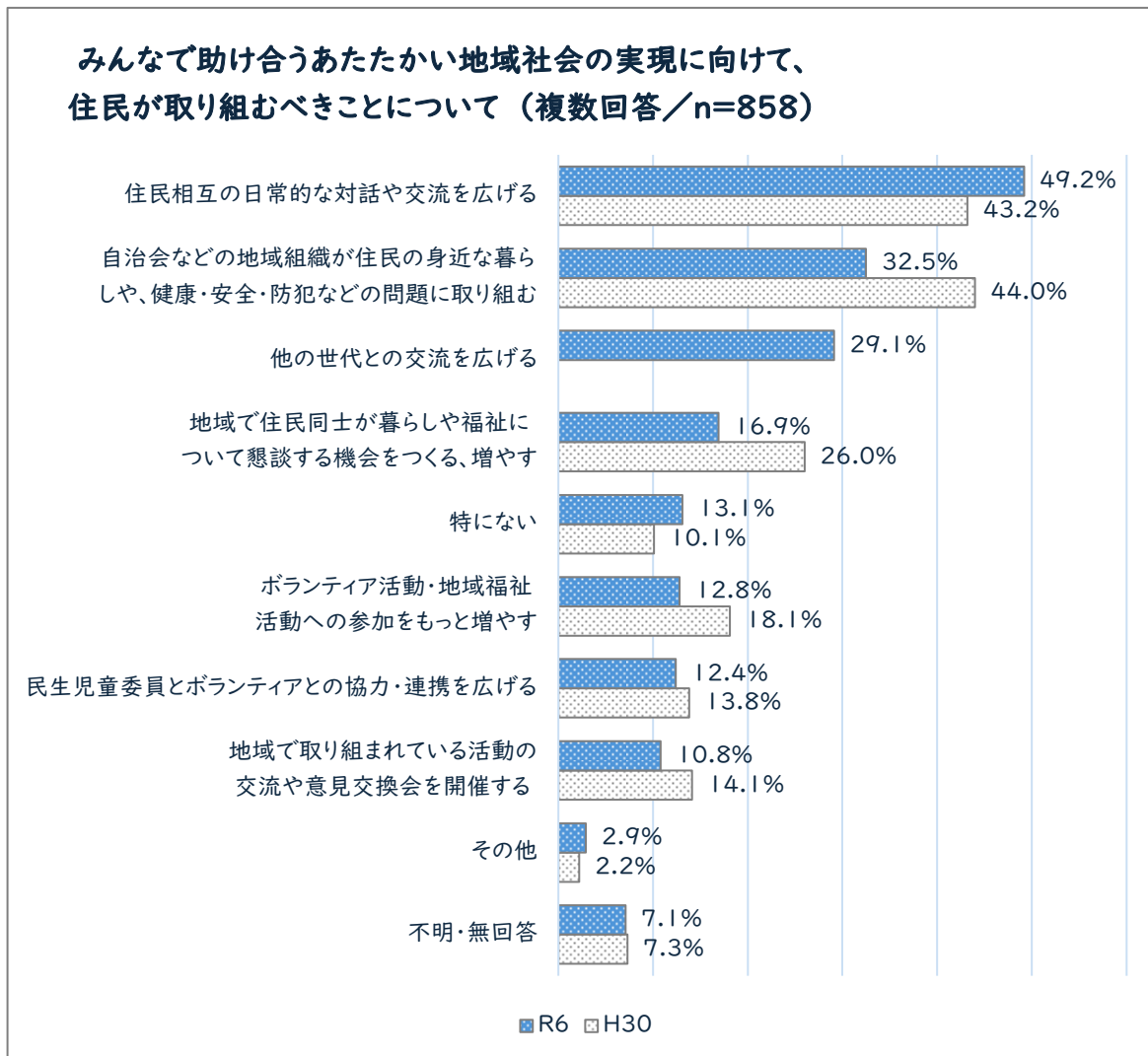
地域の課題を身近な事として取り組むために必要な手段については、「行政などによる支援の充実」45.6%が最も高く、次いで「若い世代への働きかけ」34.8%、「見守りや支え合い・助け合い活動の推進」30.0%となっています。なお、今回より「災害を想定した定期的な避難訓練などの実施」を選択肢として新たに加えましたが、22.8%と比較的高い割合になっています。



買い物や通院時の主な移動手段については、「車やバイクを自分で運転」70.6%が最も高く、次いで「自転車または、徒歩」10.5%、「家族や親族の運転に同乗」9.1%となっています。



みんなで助け合うあたたかい地域社会の実現に向けて、住民が取り組むべきことについては、「住民相互の日常的な対話や交流を広げる」49.2%が最も高く、次いで「自治会などの地域組織が住民の身近な暮らしや、健康・安全・防犯などの問題に取り組む」32.5%、「他の世代との交流を広げる」29.1%となっています。なお、今回より、新たに「他の世代との交流を広げる」を選択肢として加えており、29.1%と3番目に高い割合になっています。



イ. 関係団体ヒアリングより

- ・災害時における役割の明確化と住民や関係機関への周知徹底が必要。
- ・地域団体も災害時要支援者への取組への積極的な協力が必要。
- ・災害発生時の対応に向けて、さらなる学習や訓練が必要。
- ・免許返納などにより、活動参加への交通手段が無い人が増えている。
- ・移動手段・駐車スペースへの配慮を検討してほしい。
- ・子どもたちの安全・安心への協力に向けた更なる連携が必要。
- ・若い人が集まるような仕組みづくりが坂出市全体として必要。
- ・地域全体で福祉のことを考えるきっかけや仕組みが必要。

(2) 今後の取組

ア. 自助（一人ひとりができること）

- 障がいのある人のそれぞれの特性を理解し、コミュニケーションに配慮しましょう。
- いざという時には隣近所で声をかけ合い、助け合いましょう。
- 地域は自分たちで守るという意識を持ちましょう。
- 地域で開催する防災訓練等に参加し、災害に備えましょう。
- 緊急時の対応を、家族で話し合っておきましょう。

イ. 互助（地域みんなができること）

- 隣近所への声かけや、あいさつ等を行い、災害等いざという時に助け合える関係づくりや犯罪が起こりにくい地域づくりに努めましょう。
- 日ごろからの近所づきあいや地域交流を活発化し、防犯対策だけでなく、災害時や緊急時に支援が必要な人をプライバシーに配慮しつつ把握し、地域ぐるみでどのような支援ができるかの話し合いを行いましょう。
- 高齢者が犯罪被害にあわないよう、特殊詐欺等の情報を地域で共有しましょう。

ウ. 公助（行政等が取り組むこと）

① 災害を想定した体制整備

- 地域の関係機関・団体等と連携を図り、災害時や緊急時に支援が必要な高齢者や障がいのある人、子ども等に対して、身近な地域で的確かつ迅速な支援が行える仕組みづくりを支援します。
- 近隣住民同士の交流を深め、住民同士の相互援助機能を高めるため、地域活動や地域交流の促進を支援します。
- 自治会、自主防災組織、民生委員等の避難支援者等関係者に対し、説明会や防災講演を実施し、避難支援関係者との連携により個別避難計画の作成を引き続き推進します。

② 地域福祉に配慮した公共交通の充実

- 坂出市地域公共交通計画の具現化により、地域福祉に配慮した公共交通の充実を図ります。
- ～坂出市地域公共交通計画の基本方針～
 - Ⅰ.まちづくりに対応した公共交通網整備と交通結節点の機能強化
 - Ⅱ.広域連携を含め生活移動ニーズに合った公共交通体系の構築
 - Ⅲ.将来にわたって維持可能な公共交通体系の構築
 - Ⅳ.多様な主体の参加、多様な主体との連携
 - Ⅴ.最新技術も活用した便利で利用しやすい公共交通

③ 「働くまち」と「住むまち」が両立できる「みんなの“ココチよさ”がかなうまち」の実現

○坂出市まちづくり基本構想に掲げられた「働きたい 住みたい 子育てしたい 共働きのまち さかいで」の将来像を共有し、「働くまち」と「住むまち」が両立できる「みんなの“ココチよさ”がかなうまち」の実現をめざします。

○各種個別計画との整合性を図り、効率的かつ効果的に地域福祉の充実を図ります。

○市社会福祉協議会が策定している地域福祉活動計画との整合性を図り、地域福祉を推進します。

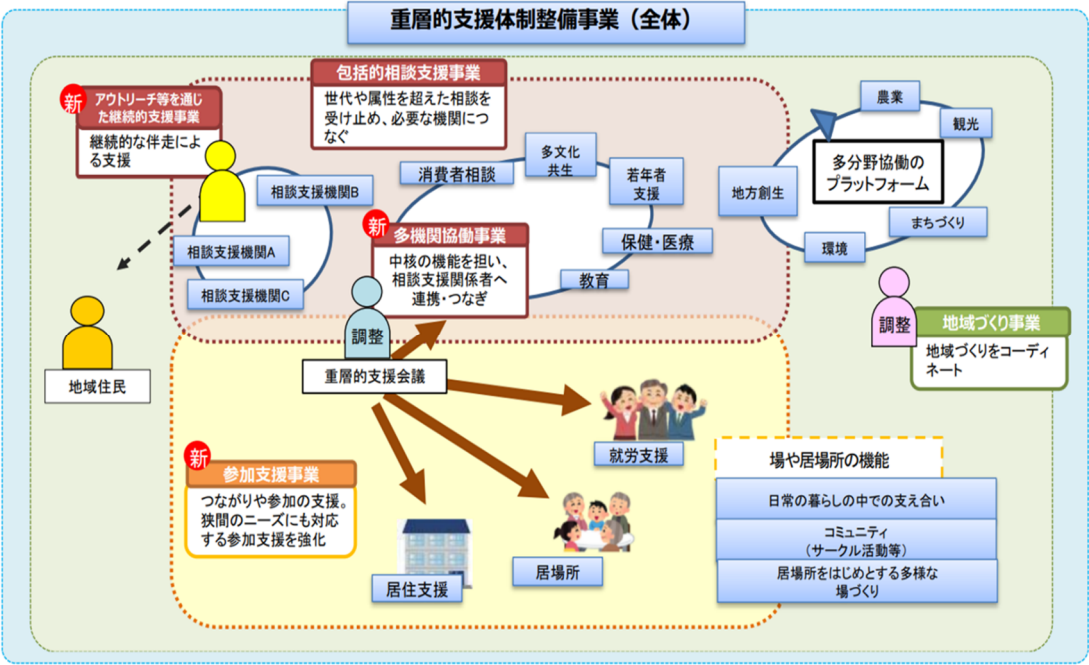
持続可能な開発目標(SDGs)との関係

SDGs(Sustainable Development Goals)は、平成 27(2015)年9月、国際サミットにおいて採択された、令和 12(2030)年までに達成すべき国際社会全体の開発目標で、貧困の解消やジェンダー平等の実現等、17 のゴールと 169 のターゲットで構成されており、「誰一人取り残さない」ことを理念に、経済、社会及び環境の三側面を不可分のものとして調和させ、持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現をめざすこととされています。

SDGs の理念の下、市民の暮らし全般に関わる地域生活課題に、分野的に取り組んでいきます。



重層的支援体制整備事業(資料)



重層的支援体制整備事業の実施体制

① 包括的相談支援事業（社会福祉法第106条の4第2項第1号）

本市における相談支援体制は、高齢者、障がい者、子ども、生活困窮者等、分野ごとに対応してきましたが、8050問題やダブルケア、ヤングケアラー、ひきこもりなど、制度の狭間となるような対応の難しい課題も増加傾向にあります。このような現状を踏まえ、複雑化・複合化した課題へ対応するため、既存の各福祉分野における相談窓口の連携による包括的支援体制の強化に努めます。

設置形態：基本型（既存の体制を活用）

事業	実施機関	設置数	主な支援対象者
地域包括支援センターの運営	地域包括支援センター	1	高齢者や家族等から介護等高齢者にかかわる困りごとの相談を受け包括的な支援を行います。
障がい者相談支援事業	障がい者相談支援センター	10	障がい者や家族の生活を支援するため、福祉サービス利用の際の相談や、情報提供、助言を行います。
利用者支援事業	子育て支援センター	1	妊娠・出産・子育てに関する相談や情報提供、イベント、講座などを通して子育て家庭を支援します。
	こども家庭センター	1	妊娠・出産・子育てに関する相談や情報提供のほか、子どもの発達状態、児童虐待や貧困、ヤングケアラー等に関する支援を行います。
生活困窮者自立支援事業	ふくし課	1	生活・住まい・仕事等で悩みを抱えている方に対して、自立に向けた支援を行います。
	坂出市社会福祉協議会	1	

※設置数は令和7年4月予定

② 地域づくり事業（社会福祉法第106条の4第2項第3号）

各事業の対象者の居場所を確保したうえで、世代や属性を超えて交流できる場や居場所の整備を行います。

設置形態：基本型（既存の体制を活用）

事業	実施機関	設置数	主な支援対象者
地域介護予防活動支援事業	地域包括支援センター	1	高齢者

誰でも一緒に参加することのできる介護予防活動の地域展開をめざして、市町村が介護予防に資すると判断する住民主体の通いの場等の活動を地域の実情に応じて効果的かつ効率的に支援します。

事業	実施機関	設置数	主な支援対象者
生活支援体制整備事業	坂出市社会福祉協議会	1	高齢者
	地域包括支援センター	1	

医療、介護のサービス提供のみならず、地域住民に身近な存在である市町村が中心となって、公私の社会資源（NPO、企業、協同組合、ボランティア、社会福祉法人、社会福祉協議会、地縁組織、介護サービス事業者、シルバー人材センター、老人クラブ、商工会、民生児童委員等）と連携しながら、日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を一体的に図ります。

事業	実施機関	設置数	主な支援対象者
地域活動支援センター事業	地域活動支援センター	7	障がい者

地域で生活している障がい者の地域生活を支援するため、創作や作業、地域社会との交流促進などの機会や場所を提供します。

事業	実施機関	設置数	主な支援対象者
地域子育て支援拠点事業	子育て支援センター	1	妊産婦 未就学児 子育て世帯
	地域子育て支援拠点	3	

子育て支援センター等の地域の身近な場所で、乳幼児のいる子育て中の親子の交流や妊産婦・育児相談、情報提供等を実施します。

事業	実施機関	設置数	主な支援対象者
生活困窮者等のための地域づくり事業	坂出市地区社協	12	市民全般

地域の住民同士がつながり、助け合える地域にするため、仲間づくり活動、居場所づくり活動、世代交流活動等を実施します。

③ 多機関協働事業（社会福祉法第 106 条の 4 第 2 項第 5 号）

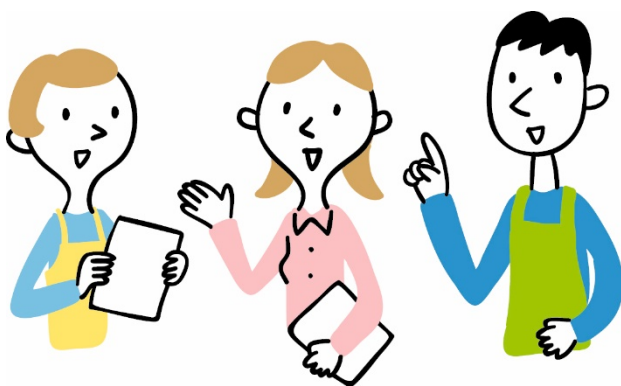
複合化・複雑化した支援ニーズを有し、課題の解きほぐしが求められる事例に対して支援を行います。支援関係機関の抱える課題の把握や、各支援関係機関の役割分担、支援の方向性の整理といった事例全体の調整機能の役割を担います。

④ アウトリーチ等を通じた継続的支援事業（社会福祉法第 106 条の 4 第 2 項第 4 号）

制度の狭間などで支援が届いていない人に支援を届けるため、関係構築に向けた継続的な働きかけや、地域からの情報収集を行います。

⑤ 参加支援事業（法第 106 条の 4 第 2 項第 2 号）

対象者と社会資源とのつながりを作り、つながりを維持するための支援を行います。



○支援会議・重層的支援会議と連携について

本市における相談支援体制は、既存の各相談窓口の形態や従来の機能は変更せず、各支援機関の連携を強化することで複合的・複雑的な課題に対応できる体制をつくります。対応が困難なケースについては、支援会議または重層的支援会議を開催します。

○支援関係機関間の連携体制の構築

各課や各相談機関では対応が難しい複合化・複雑化したケースを、適切につなぐための連絡票を整備し、断らない相談支援を行うように努めます。

また、福祉分野に関わる相談機関や社会資源の活用にとどまらず、就労、教育、健康づくり、住まいなど様々な分野との連携を強化します。

・支援会議

複合化・複雑化した支援ニーズを有し、課題の解きほぐしが必要なケースや、支援が必要であるにもかかわらず支援体制が整わないケース等について、早期の支援体制の検討等を行う会議です。

会議の出席者に守秘義務を設けることにより、地域において関係機関等がそれぞれ把握していながらも支援が届いていない個々の事例の情報共有を可能にし、地域における必要な支援体制の検討を円滑にするものです。

・重層的支援会議

複合化・複雑化した支援ニーズを有し、本人から同意を得られているケースについて、個別支援計画の策定や、支援の終結・中断等について協議・決定を行う会議です。

この会議は、支援が適切かつ円滑に実施されるために開催されるものであり、①プランの適正性の協議、②プラン終結時の評価、③社会資源の充足状況の把握と不足する資源の開発に向けた検討の3つの役割を果たすことが求められます。

ケースの内容によって出席者を決定し、随時開催とします。既存の会議体（生活困窮者自立支援法に基づく支援調整会議、介護保険法に基づく地域ケア会議、障害者総合支援法に基づく自立支援協議会等）と参加者が大きく変わらない場合は、重層的支援会議と組み合わせて開催し、効率的・効果的に実施します。